

自己評価書

平成22年4月

奥羽大学薬学部

目 次

I	大学薬学部 の 現況 及び 特徴	1
II	目的	1
III	総括	2
IV	自己点検・評価書作成のプロセス	2
V	基準ごとの自己評価	3
	『理念と目標』	
1	理念と目標	3
	『教育プログラム』	
2	医療人教育の基本的内容	5
	(2-1) ヒューマニズム教育・医療倫理教育	
	(2-2) 教養教育・語学教育	
	(2-3) 医療安全教育	
	(2-4) 生涯学習の意欲醸成	
	(2-5) 自己表現能力	
3	薬学教育カリキュラム	9
	(3-1) 薬学教育モデル・コアカリキュラムの達成度	
	(3-2) 大学独自の薬学専門教育の内容	
	(3-3) 薬学教育の実施に向けた準備	
4	実務実習	13
	(4-1) 実務実習事前学習	
	(4-2) 薬学共用試験	
	(4-3) 病院・薬局実習	
5	問題解決能力の醸成のための教育	19
	(5-1) 自己研鑽・参加型学習	
	『学生』	
6	学生の受入	21
7	成績評価・修了認定	25
8	学生の支援	28
	(8-1) 修学支援体制	
	(8-2) 安全・安心への配慮	
	『教員組織・職員組織』	
9	教員組織・職員組織	36
	(9-1) 教員組織	
	(9-2) 教育・研究活動	
	(9-3) 職員組織	
	(9-4) 教育の評価／教職員の研修	
	『施設・設備』	
10	施設・設備	46
	(10-1) 学内の学習環境	
	『外部対応』	
11	社会との連携	52
	『点検』	
12	自己点検・自己評価	58

I 大学薬学部の現況及び特徴

1 現況

(1) 大学名・学部学科名

奥羽大学・薬学部 薬学科

(2) 所在地

福島県郡山市富田町字三角堂31番1

本学は、東北地方の中核都市人口34万の福島県郡山市にあり、キャンパスは郡山駅より北西2.5kmに位置する。校地面積は203,000㎡、建物総床面積は56,330㎡である。四季の移り変わりを感じとれるように植栽を配備した中に17棟の建物と薬用植物園・グラウンド・テニスコート・駐車場が配置されている。

(3) 学生数、および教員数（平成21年4月1日現在）

本学部は平成17年に4年制薬学部として認可・設置された。翌18年には薬学部6年制への移行に伴い、6年制薬学部としての認可を受けた。平成21年4月現在、6年制の学生は第1～第4学年で415名、4年制学生は86名である。

学生数：501名（4年制学生 86名、6年制学生 415名）

教員数：34名（教授19名、准教授4名、講師9名、みなし専任講師2名）（他に助手9名）

2 特徴

本学は「人間性豊かな歯科医師の養成」を建学の精神とし、地域歯科医療の充実を図るとともに、その指導的役割を果たす中心的機関を目指し、昭和47年東北・北海道における唯一の単科歯科大学として創設された。平成元年に文学部を設置し、併せて奥羽大学に校名を変更した。平成17年には高齢社会の到来による老人保健医療福祉の需要の増大と地域の要請に応え、歯学部との連携によって社会の保健医療福祉に貢献すべく、本県唯一の薬学部として設置認可を受け、医療系大学として歩むことになった。現代の医療は「患者の視点に立った医療」を志向しており、高度な専門知識と技能、コミュニケーション能力を備えた「人間性豊かな医療人」が求められている。現在、歯学部および歯学部附属病院の協力のもと、幅広い医療分野の教育、研究活動が積極的に行われており、人間性豊かな薬剤師の養成を目指した医療人育成の場となっている。

II 目的

本薬学部の教育理念は、「高度な専門知識と技術を備えた人間性豊かな薬剤師を養成する」である。この理念を達成するためのカリキュラムを編成するとともに、学生全員が最終的に薬剤師国家試験に合格させることを目標とする。豊かな人間性と医療人としての倫理観を大切にし、日々、進歩を続ける医療薬学を通して、広く社会に貢献できる薬剤師

の養成を目指していく。

薬剤師として高度な専門知識と技術の修得に加え、患者を中心とした医療をサポートする医療職として、患者への説明、情報の収集伝達などコミュニケーション能力を含めた人間教育を展開し、21世紀に必要とされる問題発見・解決型の病院薬剤師、開局薬剤師、製薬企業の医薬品の開発及び製造並びに販売を担当する従事者ほか医薬情報担当者(MR)となれる薬剤師を養成することを目的とする。

Ⅲ 総括

本薬学部は平成17年に4年制薬学部として認可・設置され、4年制学生の入学は平成17年のみで、翌平成18年からは6年制学生を受け入れている。

平成21年3月に、148名の一期生が4年制薬学部を卒業した。直ちに第94回薬剤師国家試験を卒業生147名が受験し、合格者は101名(68.7%)であった。平成21年度には83名の4年制4学年生が在籍中であり、彼らに対する4年制最終学年としての教育を実施している。なお、他に4年制3学年に3名の学生が在籍中である。

6年制教育では新しい制度である計22週間の長期実務実習が第5学年に設定されている。この長期実務実習に参加するためには、全国共用試験としてのOSCE並びにCBTに合格する必要がある。長期実務実習を実施するにあたっては、実習先の病院・薬局の確保並びに共用試験の準備が必要である。「病院・薬局実務実習東北地区調整機構」のメンバーとして、実習先の確保に努め、全員に対する実習先が確保できる見通しがついた。この実務実習に向け、4年生に対し、110コマの事前学習も滞りなく終了できた。また、共用試験も薬学共用試験センターの指導の下にトライアルを繰り返し、平成21年12月21、22日にCBTを、平成22年1月24日にOSCEを実施した。

平成22年度には5年生学生は病院・薬局実習を行うと同時に、各研究室に配属され、特別実習(卒業研究)を開始する。長期実習中の学生の生活・健康管理が必要となる。この対策は実務実習担当教員を含めた全教員により指導するべく現在、検討を進めている。特別実習も4年制時より高度で、深い学識及びその応用能力等を身に付けられるよう、各指導教員に研究テーマ設定を行わせているところである。

Ⅳ 自己評価・評価書作成のプロセス

奥羽大学では平成17年に本薬学部が設置される以前より、自己点検・自己評価が進められていた。平成16年4月に「奥羽大学自己点検・自己評価規程」の制定にともない、学部、大学院研究科、事務局、図書館、附属病院を単位として各々に委員会規程を整備し、自己点検・自己評価を実施することになった。薬学部でも自己点検・自己評価委員会を発足させ、平成20年8月に2008年度(2003.4.～2008.3.31)自己点検・自己評価報告書(奥羽大学)が発刊され、その中に、「Ⅳ. 薬学部自己点検・自己評価報告書」として記載されている。そして、2009.3.31までの薬学部改訂版も平成21年9月に作成した。

V 基準ごとの自己評価

『理念と目標』

1 理念と目標

基準 1 - 1

各大学独自の工夫により、医療人としての薬剤師に必要な学識及びその応用能力並びに薬剤師としての倫理観と使命感を身につけるための教育・研究の理念と目標が設定され、公表されていること。

【観点 1-1-1】 理念と目標が、医療を取り巻く環境、薬剤師に対する社会のニーズ、学生のニーズを適確に反映したものとなっていること。

【観点 1-1-2】 理念と目標が、教職員及び学生に周知・理解され、かつ広く社会に公表されていること。

【観点 1-1-3】 資格試験合格のみを目指した教育に偏重せず、卒業研究等を通じて深い学識及びその応用能力等を身に付けるための取組が行われていること。

(観点 1-1-1、観点 1-1-2 に係る状況)

[現状]

教育理念は、「高度な専門知識と技術を備えた人間性豊かな薬剤師を養成する」であり、明確であり、ホームページに掲げられている。

[点検・評価]

十分と考える。

[改善計画]

特になし。

(観点 1-1-3 に係る状況)

[現状]

本薬学部は「高度な専門知識と技術を備えた人間性豊かな薬剤師を養成する」ことを理念とする。そのような薬学教育を実現するために、「人間形成と優れた医療人の育成のための基礎教育(教養科目と外国語科目)」と「教養科目に裏付けられた専門教育(基礎科目、薬学専門科目と薬学応用科目)」との2つの教育課程を編成し、両課程のバランスの上で教育目標を達成し、21世紀の社会で望まれる薬剤師を輩出することを目指している。「教育理念」としてホームページに掲げられている。

[点検・評価]

十分と考える。

[改善計画]

特になし。

基準 1 - 2

理念と目標に合致した教育が具体的に行われていること。

【観点 1-2-1】 目標の達成度が、学生の学業成績及び在籍状況並びに卒業者の進路及び活動状況、その他必要な事項を総合的に勘案して判断されていること。

[現状]

本学の掲げる理念と目標に合致した教育を行い、その成果たる薬剤師養成に実績をあげるべく努力している。学生の在籍状況は、平成 21 年 4 月 1 日現在、定員充足率 56.1%と低い。

[点検・評価]

理念と目標の達成に向けて努力している点は評価できる。

[改善計画]

本学の特徴・魅力を全面に出して学生募集に努める。また、入学前教育やリメディアル教育をより効果的に実施することも検討中である。

6 年制課程学生在籍状況

平成 21 年 4 月 1 日現在

	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	収 容 定 員 学 生 総 数
入 学 定 員	140 名	200 名	200 名	200 名	740 名
学 生 数	99 名	77 名	92 名	147 名	415 名

『教育プログラム』

2 医療人教育の基本的内容

(2-1) ヒューマニズム教育・医療倫理教育

基準 2-1-1

医療人としての薬剤師となることを自覚させ、共感的態度及び人との信頼関係を醸成する態度を身につけさせ、さらにそれらを生涯にわたって向上させるための教育が体系的かつ効果的に行われていること。

- 【観点 2-1-1-1】全学年を通して、医療人として生命に関わる薬学専門家に相応しい行動をとるために必要な知識、技能、及び態度を身につけるための教育が行われていること。
- 【観点 2-1-1-2】医療全般を概観し、薬剤師の倫理観、使命感、職業観を醸成する教育が行なわれていること。
- 【観点 2-1-1-3】医療人として、医療を受ける者、他の医療提供者の心理、立場、環境を理解し、相互の信頼関係を構築するために必要な知識、技能、及び態度を身につけるための教育が行われていること。
- 【観点 2-1-1-4】単位数は、(2-2)～(2-5)と合わせて、卒業要件の1/5以上に設定されていることが望ましい。

[現状]

1年次では、必修科目として開講されている「倫理学」において倫理学に関する入門的な知識と基本的な考え方を習得する。また、同じく必修科目の「薬学概論」において職業としての薬剤師の様々な職能について学ぶ中で、薬剤師としての倫理観の育成をはかっている。さらに、医療全般を概観し、薬剤師の倫理観、使命感、職業観を醸成し、医療人として、医療を受ける者、他の医療提供者の心理、立場、環境を理解し、相互の信頼関係を構築するために必要な知識、技能、及び態度を身につけるため、選択科目として「心の科学」、「医学史」、「医療概論」、「くすりと法」、「臨床の実際」、「医療と哲学」、「自己表現論」を配置している。2年次以降では、各専門教科や実習を通じてそれらの知識、技能、及び態度を身につけられるように教育を行っている。また、4年次における実務実習事前学習において、特に臨床実習に出る直前の心構えとして、医療を受ける者、他の医療提供者の心理、立場、環境を理解し、相互の信頼関係を構築するために必要な知識、技能、及び態度を身につけるための教育の総復習と点検を行っている。

[点検・評価]

十分であると考えるが、選択科目の再編あるいは必修化により必要な科目を全学生が履修できるように配慮する必要がある。

[改善計画]

カリキュラム再編成を検討する。

(2-2) 教養教育・語学教育

基準 2-2-1

見識ある人間としての基礎を築くために、人文科学、社会科学及び自然科学などを広く学び、物事を多角的にみる能力及び豊かな人間性・知性を養うための教育が体系的かつ効果的に行われていること。

【観点 2-2-1-1】薬学準備教育ガイドラインを参考にするなど、幅広い教養教育プログラムが提供されていること。

【観点 2-2-1-2】学生や社会のニーズに応じた選択科目が用意され、時間割編成における配慮がなされていること。

【観点 2-2-1-3】薬学領域の学習と関連付けて履修できるカリキュラム編成が行われていることが望ましい。

[現状]

基礎教育カリキュラムでは必修 3 科目（倫理学・心理学・医療と法）と選択科目 6 群を設け、幅広い教養が身につくようなプログラムを実施している。

[点検・評価]

人文科学、社会科学、自然科学の科目のバランスは適正である。

[改善計画]

特になし。

基準 2-2-2

社会のグローバル化に対応するための国際的感覚を養うことを目的とした語学教育が体系的かつ効果的に行われていること。

【観点 2-2-2-1】英語教育には、「読む」、「書く」、「聞く」、「話す」の全ての要素を取り入れるよう努めていること。

【観点 2-2-2-2】医療現場、研究室、学術集会などで必要とされる英語力を身につけるための教育が行われるよう努めていること。

【観点 2-2-2-3】英語力を身につけるための教育が全学年にわたって行われていることが望ましい。

[現状]

英語教育では、1 年次英語 I、英語 A、2 年次英語 II、英会話(各 1 単位)が全て必修として配置されており、「読む」、「書く」、「聞く」、「話す」の全ての要素を取り入れるよう努めている。さらに、医療現場、研究室、学術集会などで必要とされる英語力を身につけることを目的に、3 年次で薬学英語、薬学文献講読(各 1 単位)が必修として配置されている。

[点検・評価]

1～3 年次は各学年に独立科目として英語教育が実施されている。

[改善計画]

特になし。

(2-3) 医療安全教育

基準 2-3-1

薬害・医療過誤・医療事故防止に関する教育が医薬品の安全使用の観点から行われていること。

【観点 2-3-1-1】薬害，医療過誤，医療事故の概要，背景及びその後の対応に関する教育が行われていること。

【観点 2-3-1-2】教育の方法として，被害者やその家族，弁護士，医療における安全管理者を講師とするなど，学生が肌で感じる機会提供に努めるとともに，学生の科学的かつ客観的な視点を養うための教育に努めていること。

[現状]

「薬学概論」の講義や薬理学関連教科科目の中で必要に応じて教育を行っている。また、「実務実習事前学習」の中でも取り上げている。講師は学内教員が主である。

[点検・評価]

被害者やその家族、弁護士、医療における安全管理者を講師とするなどは未だ行われていない。

[改善計画]

今後の検討課題である。

(2-4) 生涯学習の意欲醸成

基準 2-4-1

医療人としての社会的責任を果たす上での生涯学習の重要性を認識させる教育が行われていること。

【観点 2-4-1-1】医療現場で活躍する薬剤師などにより医療の進歩や卒後研修の体験談などに関する教育が行われていること。

[現状]

「実務実習事前学習」で取り上げている。

[点検・評価]

教員の個別の努力で学外での研修へ一部の学生が参加しているが、学部全体での取り組みになっていない。

[改善計画]

学部主催の卒後研修を行い、そこに学部学生の参加を義務づける方向で検討中である。

(2-5) 自己表現能力

基準 2-5-1

自分の考えや意見を適切に表現するための基本的知識、技能及び態度を修得するための教育が行われていること。

【観点 2-5-1-1】聞き手及び自分が必要とする情報を把握し、状況を的確に判断できる能力を醸成する教育が行われていること。

【観点 2-5-1-2】個人及び集団の意見を整理して発表できる能力を醸成する教育が行われていること。

【観点 2-5-1-3】全学年を通して行われていることが望ましい。

[現状]

1年次では、選択科目に「自己表現論」を設け、アサーショントレーニングを行っている。また早期体験学習後にSGDを実施しており、2年次以降では専門科目実習で班別に実習結果の発表・討論などが実施されている。4年次では「実務実習事前学習」においてSGDを多用した教育が行われている。

[点検・評価]

学年による濃淡はあるものの全学年での教育が行われている。

[改善計画]

自己表現能力をより高める方向でカリキュラムの再編成を検討する。

3 薬学教育カリキュラム

(3-1) 薬学教育モデル・コアカリキュラムの達成度

基準3-1-1

教育課程の構成と教育目標が、薬学教育モデル・コアカリキュラムに適合していること。

【観点 3-1-1-1】各科目のシラバスに一般目標と到達目標が明示され、それらが薬学教育モデル・コアカリキュラムの教育目標に適合していること。

[現状]

各科目のシラバスに一般目標と到達目標が明示され、それらが薬学教育モデル・コアカリキュラムの教育目標に適合している。

[点検・評価]

一般目標と到達目標が明示されていることは評価できる。しかし一般目標毎にその目標がどの程度達成出来たかの評価は未実施である。

[改善計画]

毎年、その年度の到達目標の達成度を確認する方法をとる。

基準3-1-2

各到達目標の学習領域に適した学習方略を用いた教育が行われていること。

【観点 3-1-2-1】講義、演習、実習が有機的に連動していること。

【観点 3-1-2-2】医療現場と密接に関連付けるため、具体的な症例、医療現場での具体例、製剤上の工夫などを組み込むよう努めていること。

【観点 3-1-2-3】患者・薬剤師・他の医療関係者・薬事関係者との交流体制が整備され、教育へ直接的に関与していることが望ましい。

[現状]

講義と実習は実習前に講義が終了しているか同時進行となるように配置している。また、講義、演習、実習を通じて医療現場と密接に関連付けるため、具体的な症例、医療現場での具体例、製剤上の工夫などを組み込むように各教員に周知し、実行を図っている。現場の薬剤師からは、「実務実習事前学習」の非常勤講師として多くの協力を得ている。

[点検・評価]

講義、演習、実習が有機的に連動していることは評価できる。各教員の実行状況についての評価は行われていない。また、薬剤師との交流は進んでいるが、患者・他の医療関係者・薬事関係者との交流体制は未整備である。

[改善計画]

来年度以降、各教員の実行状況について調査・検証を行う。また、交流体制の整備

についても検討する。

基準 3-1-3

各ユニットの実施時期が適切に設定されていること。

【観点 3-1-3-1】当該科目と他科目との関連性に配慮した編成を行い、効果的な学習ができるよう努めていること。

[現状]

科目開講の時期に関連性を持たせるべく注意をしている。ただし、リメディアル科目がその上位の科目と同時期に開講せざるを得なくなっている。

[点検・評価]

リメディアル科目と上位の科目の同時開講は、早い時期に解消する必要がある。現在、担当者間で内容について協議していることは評価できる。

[改善計画]

特になし。

基準 3-1-4

薬剤師として必要な技能、態度を修得するための実習教育が行われていること。

【観点 3-1-4-1】科学的思考の醸成に役立つ技能及び態度を修得するため、実験実習が十分に行われていること。

【観点 3-1-4-2】実験実習が、卒業実習や実務実習の準備として適切な内容であること。

[現状]

現在実施している実習は、化学系 3、生物系 2、物理化学系 2、衛生薬学系 1、医療薬学系 3 とバランスよく配置され、それぞれが十分な実習設備と時間をもって実施されている。

[点検・評価]

卒業実習や実務実習の準備として適切な内容の実習が実施されていることは評価できる。

[改善計画]

実習全体の整合性を高めるべく、カリキュラムを改善してゆく。

基準 3-1-5

学生の学習意欲が高まるような早期体験学習が行われていること。

【観点 3-1-5-1】薬剤師が活躍する現場などを広く見学させていること。

【観点 3-1-5-2】学生による発表会、総合討論など、学習効果を高める工夫がなされていること。

[現状]

「薬学概論」の一部として本学附属病院の見学を実施している。また、単位化はされていないが、毎年、1年生を対象として病院薬局・調剤薬局の見学会を実施し、SGDの実施も行うようにしている。

[点検・評価]

薬剤師の活躍現場を見学させていることは評価できる。

[改善計画]

見学対象施設を薬局だけでなく、福祉施設などでの介護体験などを含めたものにする。

(3-2) 大学独自の薬学専門教育の内容

基準3-2-1

大学独自の薬学専門教育の内容が、理念と目標に基づいてカリキュラムに適確に含まれていること。

- 【観点 3-2-1-1】 大学独自の薬学専門教育として、薬学教育モデル・コアカリキュラム及び実務実習モデル・コアカリキュラム以外の内容がカリキュラムに含まれていること。
- 【観点 3-2-1-2】 大学独自の薬学専門教育内容が、科目あるいは科目の一部として構成されており、シラバス等に示されていること。
- 【観点 3-2-1-3】 学生のニーズに応じて、大学独自の薬学専門教育の時間割編成が選択可能な構成になっているなど配慮されていることが望ましい。

[現状]

4年と6年に分けて、アドバンスト科目を配置している。既に4年では6科目より4科目を選択としている。6年では9科目より6科目を選択させる予定である。

[点検・評価]

薬学アドバンスト教育ガイドラインに示されているとおり、薬学専門教育が本学独自の科目として適切な内容により、実施させていることは評価できる。

[改善計画]

特になし。

(3-3) 薬学教育の実施に向けた準備

基準3-3-1

学生の学力を、薬学教育を効果的に履修できるレベルまで向上させるための教育プログラムが適切に準備されていること。

- 【観点 3-3-1-1】 個々の学生の入学までの履修状況等を考慮した教育プログラムが適切に準備されていること。
- 【観点 3-3-1-2】 観点3-3-1-1における授業科目の開講時期と対応する専門科目の開講時期が連動していること。

[現状]

入学前に高校での履修状況にあわせた「入学前教育」を希望制で、推薦入学生を対象として実施している。また、入学時のオリエンテーションで、理科3科目については、各自の履修状況に応じて、例えば物理未修者には「基礎物理学」の履修を強く勧めるなどの指導を行っている。また、基礎と名称のついた科目担当者とそれに連動する科目の担当者が別の場合、科目担当者は十分な連絡をとった上で講義を行っている。

[点検・評価]

個々の学生の入学までの履修状況等を考慮した教育プログラムが適切に準備・実行されていること、及び担当者間で内容について協議していることは評価できる。なお、現在は、リメディアル科目がその上位の科目と同時期にされている。

[改善計画]

リメディアル科目を修得した後に、上位の科目を取得できるよう、順次改訂していく。

4 実務実習

(4-1) 実務実習事前学習

基準4-1-1

教育目標が実務実習モデル・コアカリキュラムに適合し、実務実習事前学習が適切に行われていること。

〔現状〕

事前学習は、実務実習モデル・コアカリキュラムに従い、1日4時間、1週間に4日(16時間)、6月から12月までの期間に18週(183時間)行った。内訳は講義54時間、演習21時間、スモールグループディスカッション(SGD)28時間、PBL(Problem based learning)12時間、ロールプレイ7時間30分、実習60時間を実施した。

基準4-1-2

学習方法、時間、場所等が実務実習モデル・コアカリキュラムに基づいて設定されていること。

〔現状〕

平成21年度は以下の項目が完全実施された。

①実務実習事前学習(183時間)

(1)事前学習を始めるにあたって(15時間)

1. 導入講義(1.5時間)
2. 薬剤師業務(6時間)
3. 医薬分業(1.5時間)
4. チーム医療(6時間)

(2)処方せんと調剤(45時間)

1. 処方せんの基礎(9時間)
2. 医薬品の用法・用量(12時間)
3. 服薬指導の基礎(1.5時間)
4. 処方せんの実際(18時間)
5. 処方せん鑑査の意義(4.5時間)

(3)疑義照会(24時間)

1. 疑義照会の意義・根拠(1.5時間)
2. 不適切な処方せん例(3時間)
3. 医師と薬剤師との連携(4.5時間)
4. 警告・禁忌・副作用(15時間)

(4)服薬指導と患者情報(22.5時間)

1. 患者の権利・守秘義務（1.5時間）
 2. 服薬指導の注意点（3時間）
 3. 患者接遇（1.5時間）
 4. インフォームドコンセント（3時間）
 5. 診療録・薬歴管理（1.5時間）
 6. 服薬指導入門（12時間）
- (5) リスクマネジメント（19.5時間）
1. 事故と原因・誤薬しやすい薬剤（3時間）
 2. 副作用の初期症状（7.5時間）
 3. リスク回避の具体策（4.5時間）
 4. 事故が起きた場合の対処法（4.5時間）
- (6) 医薬品の管理と供給（57時間）
1. 医薬品の管理の意義・医薬品の保管（3時間）
 2. 毒薬・劇薬の管理（1.5時間）
 3. 血漿分画製剤の管理（1.5時間）
 4. 生物製剤の管理（1.5時間）
 5. 放射性医薬品の管理（1.5時間）
 6. 医薬品管理の実際（4.5時間）
 7. 消毒薬の管理（3時間）
 8. 院内感染対策（1.5時間）
 9. 薬局製剤（1.5時間）
 10. 院内製剤の調製（6時間）
 11. ケミカルハザードについて（13.5時間）
 12. 輸液と栄養（4.5時間）
 13. 配合変化の原因と対策（13.5時間）
- (7) 事前学習のまとめ
1. 代表的な処方せん例の鑑査
 2. 処方せんに従った計量調剤の実際
 3. 処方せんに従った計数調剤の実際
 4. 患者背景に配慮した服薬指導
 5. ベッドサイドでの服薬指導
 6. 無菌調製の実際

〔点検・評価〕

実務実習事前学習の学習方法、時間及び場所等が実務実習モデル・コアカリキュラムに基づいて設定されていることは評価できる。

〔改善計画〕

特になし。

基準 4 - 1 - 3

実務実習事前学習に関わる指導者が、適切な構成と十分な数であること。

[現状]

実務実習事前学習は、実務家教員4名、みなし実務家教員2名、助手2名および非常勤講師12名から構成される。非常勤講師として病院薬剤師が4名、薬局薬剤師が8名である。他に基礎系教員が22名指導者として参加した。

各指導者の延べ人数を以下に示す。

講義：実務家教員57名、病院薬剤師3名

演習：実務家教員68名、みなし実務家教員6名、基礎系教員(助手を含む)16名、病院薬剤師6名、薬局薬剤師15名

実習：実務家教員193名、みなし実務家教員31名、基礎系教員(助手を含む)191名、病院薬剤師15名、薬局薬剤師61名

S G D：実務家教員39名、みなし実務家教員10名、基礎系教員(助手を含む)23名、病院薬剤師4名、薬局薬剤師34名

ロールプレイ：実務家教員10名、みなし実務家教員4名、基礎系教員(助手を含む)21名、病院薬剤師2名、薬局薬剤師14名、模擬患者24名

P B L：実務家教員12名、基礎系教員(助手を含む)14名、病院薬剤師2名

基準 4 - 1 - 4

実施時期が適切に設定されていること。

【観点 4-1-4-1】実務実習における学習効果が高められる時期に設定されていること。

【観点 4-1-4-2】実務実習の開始と実務実習事前学習の終了が離れる場合には、実務実習の直前に実務実習事前学習の到達度が確認されていることが望ましい。

[現状]

一期：2010年5月17日から7月30日

二期：2010年9月6日から11月19日

三期：2011年1月11日から3月25日

として実施予定。

(4-2) 薬学共用試験

基準4-2-1

実務実習を履修する全ての学生が薬学共用試験（CBTおよびOSCE）を通じて実務実習を行うために必要な一定水準の能力に達していることが確認されていること。

[現状]

薬学共用試験としてCBTは2009年12月21日、22日、OSCEは、2010年1月24日に実施した。

基準4-2-2

薬学共用試験（CBTおよびOSCE）を適正に行う体制が整備されていること。

【観点 4-2-2-1】薬学共用試験センターの「実施要綱」（仮）に沿って行われていること。

【観点 4-2-2-2】学内のCBT委員会およびOSCE委員会が整備され、機能していること。

【観点 4-2-2-3】CBTおよびOSCEを適切に行えるよう、学内の施設と設備が充実していること。

[現状]

学内委員会が設置されており、CBT、OSCEともに薬学共用試験センターの実施要綱に基づいて、各委員会が実務を行い、本年度のCBT、OSCEは滞りなく実施された。また、学内施設・設備も共用試験実施に十分であった。

[点検・評価]

学内両委員会が共用試験センターの実施要綱に基づいて、両試験を実施できたこと、学内施設が共用試験実施にあたって十分準備されたことは評価できる。

[改善計画]

特になし。

基準4-2-3

薬学共用試験（CBTおよびOSCE）の実施結果が公表されていること。

【観点 4-2-3-1】実施時期、実施方法、受験者数、合格者数及び合格基準が公表されていること。

【観点 4-2-3-2】実習施設に対して、観点4-2-3-1の情報が提供されていること。

[現状]

この結果をホームページに掲載して公表している。

平成21年度薬学共用試験結果

	実施日程	受験者数	合格者数	合格基準
C B T	本試験 平成21年12月21日 ・22日 再試験 平成22年2月16日	146	140	正答率60%以上
O S C E	本試験 平成22年1月24日 追再試験 平成22年2月28日	146	146	細目評価70%以上 概略評価5以上
共用試験		146	140	

基準4-2-4

薬学共用試験（CBTおよびOSCE）の実施体制の充実に貢献していること。

【観点 4-2-4-1】 CBT問題の作成と充実に努めていること。

【観点 4-2-4-2】 OSCE 評価者の育成等に努めていること。

〔現状〕

CBT問題に関しては共用試験センターの求めに応じて問題を提出している。また、学内においてもCBT問題作成にあたっての説明会を開催している。OSCE評価者は本学では評価の公正性を担保するため外部評価者を66名必要とした(学内評価者6名)ため、その養成にあたっては、評価者講習会を平成21年8月23日、9月6日の2回(このうちどちらかに出席する)、直前講習会を平成21年11月29日に開催し、両講習会に出席した方だけを本試験における評価者として委嘱した。

(4-3) 病院・薬局実習

基準4-3-1

実務実習の企画・調整，責任の所在，病院・薬局との緊密な連携等，実務実習を行うために必要な体制が整備されていること。

【観点 4-3-1-1】 実務実習委員会が組織され，機能していること。

【観点 4-3-1-2】 薬学部全教員が積極的に参画していることが望ましい。

〔現状〕

奥羽大学薬学部実務実習連絡協議会は、実務実習時の大学教員の訪問指導のあり方、緊急連絡体制、学生の形成的成績評価方法、実習受入先における問題発生時の対応、その他必要事項を討議する場として設置されている。委員は学内代表委員と学外委員として、福島県薬剤師会、福島県病院薬剤師会、郡山薬剤師会、福島病院薬剤師会郡山支部の代表者が参加し、協議にあたっている。

実務実習時の大学教員の訪問は、実務家教員が病院、薬局実務実習中に1回、本学

薬学専門科目担当教員が2回訪問し、指導薬剤師と共に学生の形成的評価を行う予定である。訪問指導には全教員があたることになっている。

基準 4 - 3 - 4

学生の病院・薬局への配属が適正になされていること。

【観点 4-3-4-1】学生の配属決定の方法と基準が事前に提示され、配属が公正に行われていること。

【観点 4-3-4-2】学生の配属決定に際し、通学経路や交通手段への配慮がなされていること。

【観点 4-3-4-3】遠隔地における実習が行われる場合は、大学教員が当該学生の実習及び生活の指導を十分行うように努めていること。

〔現状〕

配属決定に際しては、配属先への通学経路や交通手段、および学生の出身地を十分考慮した上で出身地実習と本学近隣地区での実習とに分けた。遠隔地・本学近隣地区実習に関わらず、特別実習(卒業研究)配属先の教員も指導を行うことになっている。なお、現在、教員の訪問指導について配置を行っているところである。

5 問題解決能力の醸成のための教育

(5-1) 自己研鑽・参加型学習

基準5-1-1

全学年を通して、自己研鑽・参加型の学習態度の醸成に配慮した教育が行われていること。

【観点 5-1-1-1】 学生が能動的に学習に参加するよう学習方法に工夫がなされていること。

【観点 5-1-1-2】 1クラスあたりの人数や演習・実習グループの人数が適正であること。

[現状]

1年次では薬学概論や早期体験学習、2年次以降は各薬学専門実習と実務実習事前学習で自己研鑽・参加型学習を取り入れている。これらの学習は、4名から10名程度の比較的少人数のグループで実施している。

[点検・評価]

自己研鑽・参加型学習が、全学年で実効を持って、少人数で行われていることは評価できる。

[改善計画]

特になし。

基準5-1-2

充実した自己研鑽・参加型学習を実施するための学習計画が整備されていること。

【観点 5-1-2-1】 自己研鑽・参加型学習が、全学年で実効を持って行われるよう努めていること。

【観点 5-1-2-2】 自己研鑽・参加型学習の単位数が卒業要件単位数（但し、実務実習の単位は除く）の1/10以上となるよう努めていること。

【観点 5-1-2-3】 自己研鑽・参加型学習とは、問題立脚型学習（PBL）や卒業研究などをいう。

[現状]

1年次では薬学概論や早期体験学習、2年次以降は各薬学専門実習と実務実習事前学習で自己研鑽・参加型学習を取り入れている。5、6年次実施の特別実習（卒業研究）を加えると22単位が自己研鑽・参加型学習となり、卒業要件単位数190単位の1/10を超えている。

[点検・評価]

自己研鑽・参加型学習が、全学年で実効を持って行われており、卒業要件単位数190単位の1/10を超えていることは評価できる。

[改善計画]

特になし。

科目の一部において自己研鑽・参加型学習を実施している場合には、実際の時間数で計算する。例えば90分15コマ（2単位）のうち2コマにおいて実施している場合には、 $2（単位） \times 2 / 15（コマ） = 4 / 15$ 単位として計算する。

『学生』

6 学生の受入

基準 6 - 1

教育の理念と目標に照らしてアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）が設定され、公表されていること。

【観点 6-1-1】アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定するための責任ある体制がとられていること。

【観点 6-1-2】入学志願者に対して、アドミッション・ポリシーなど学生の受入に関する情報が事前に周知されていること。

（観点 6 - 1 - 1 に係る状況）

[現状]

本薬学部においては、本学の基本理念に基づく入学者受入方針については、歯学部と薬学部の入試委員会が連携しながら企画立案している。

[点検・評価]

本薬学部は、学生受入を設定するための責任ある体制がとられていることは適切である。

[改善計画]

本薬学部は、学生受入を設定するための責任ある体制を発展・維持していくために、今後も体制を見直し、積極的に整備を行う。

（観点 6 - 1 - 2 に係る状況）

[現状]

周知については、全学・各学部ホームページへの掲載、学生募集要項・学部案内の高等学校及び入学志願者への配布、オープンキャンパス・大学説明会の開催、大学進学説明会、高校訪問、進学相談会への参加、ポスターの掲載（電車やバス車内）、メディアを介した広報などにより行っている。アドミッション・ポリシーは学生募集要項にも記載している。

[点検・評価]

広く広報活動を継続して行っている。また、高校の行事や進路指導時期・内容を把握して積極的な高校訪問を実施していることは適切である。

[改善計画]

入学希望者及び高校生に本薬学部の理解度向上へと結び付けていくために、本薬学部の特徴をより一層明確にした広報活動を行う。そのために、入学希望者や高校生を対象とした直接的な活動（オープンキャンパスにおける内容の工夫、出前授業など）の他に、地元小・中学生への出張授業や地域住民に対する科学講座などを通じて、本薬学部の魅力を伝える努力が必要と思われる。

基準 6 - 2

学生の受け入れに当たって、入学志願者の適性及び能力が適確かつ客観的に評価されていること。

【観点 6-2-1】責任ある体制の下、入学者の適性及び能力の評価など学生の受入に関する業務が行われていること。

【観点 6-2-2】入学者選抜に当たって、入学後の教育に求められる基礎学力が適確に評価されていること。

【観点 6-2-3】医療人としての適性を評価するため、入学志願者に対する面接が行われていることが望ましい。

(観点 6 - 2 - 1 に係る状況)

[現状]

本薬学部の入学者受入方針に沿った学生を受入れるため、学力検査を中心とした一般選抜のみならず、面接による推薦入学を実施している。

[点検・評価]

本薬学部の入学者受入方針に沿った学生を受入れるための業務は適切である。

[改善計画]

本薬学部は、志願者の増加を図るために、現在行われている入学者選抜方法以外の適切な選抜方法を検討する。

(観点 6 - 2 - 2 に係る状況)

[現状]

入学後の授業が理解できる学力を適確に評価するために、推薦入学による選抜では理数系科目の調査書に重点を置き、面接では薬剤師としての適性が測れるような設問になるように工夫している。これらの要素を総合的に評価して選抜を行っている。一般選抜は、平成21年度から英語、数学、理科（生物、物理、化学の中から1科目を選択）の3科目で実施している。

[点検・評価]

偏差値や評定値に捉われず、人間性・個性・適性を重視した本薬学部の複数の入学選抜方法と評価法は適切である。

[改善計画]

志願者の増加を図るために、現在行われている入学者選抜方法以外の適切な選抜方法を検討する。

(観点 6 - 2 - 3 に係る状況)

[現状]

本薬学部の推薦入試による選抜は、全ての入学志願者に対して薬剤師としての適性を評価するという観点から面接を実施している。

[点検・評価]

本薬学部において実施されている入学志願者に対する面接の実施は、医療人（薬剤師）としての適性を評価するために適切である。

[改善計画]

本薬学部において実施されている入学志願者に対する面接を継続しいくなかで、より適切な内容となるように適宜見直しを行っていくことを検討している。

基準 6 - 3

入学者定員が、教育の人的・物的資源の実情に基づいて適正に設定されていること。

【観点 6-3-1】適正な教育に必要な教職員の数と質が適切に確保されていること（「9. 教員組織・職員組織」参照）。

【観点 6-3-2】適正な教育に必要な施設と設備が適切に整備されていること（「10. 施設・設備」参照）。

（観点 6 - 3 - 1 に係る状況）

[現状]

大学設置基準を上回る適正な教員数が確保され、その質も教員資格審査委員会で適切に担保している。また、教育設備も適切に整備されている。

[点検・評価]

大学設置基準に基づいた適正な教員数が確保され、教育設備も適切に整備されていることは評価できる。

[改善計画]

今後も適正な教員数の確保に努める。

基準 6 - 4

学生数が所定の定員数と乖離しないこと。

【観点 6-4-1】入学者の受入数について、所定の入学定員数を上回っていないこと。

【観点 6-4-2】入学者を含む在籍学生数について、収容定員数と乖離しないよう努めていること。

（観点 6 - 4 - 1 に係る状況）

[現状]

入学者の受入数は、平成17年度239名／200名（入学者数／入学定員、以下同じ）（充足率119.5%、以下同じ）、平成18年度212名／200名（106%）、平成19年度86名／200名（43%）、平成20年度55名／200名（27.5%）、平成21年度93名／140名（66.4%）である。平成19年度から平成21年度までは、いずれも入学定員数を下回った。平成21年度より、入学金を60万円から20万円に、授業料を180万円から150万円に減額を行い、入学者数が増

加した。また、教育水準の維持を図り、地域における本薬学部の責任を果たすために、入学定員の見直しを行い、定員を200名から140名に削減した。その結果、定員充足率は大幅に改善した。

[点検・評価]

全国的に薬科大学・薬学部の学生募集に関する環境悪化が指摘されているが、定員充足率の低下は法人の経営に重大な影響を与えるとともに、教育上でも大きな影響がある。

[改善計画]

今後も、より多くの優秀な学生を集めるため適宜に改善を行う。

(観点6-4-2に係る状況)

[現状]

平成21年4月1日現在、6年制在籍学生数は415名で、充足率は56.1%である。

[点検・評価]

平成21年度は同20年度に比較して入学者数は増加したものの、定員を充足するには至っていない。

[改善計画]

経済的な負担軽減に対する取り組みを、平成21年度より実施中である。さらに、本薬学部が魅力ある学部として評価されるための将来計画についても検討中である。

7 成績評価・修了認定

基準 7-1

成績評価が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして、次に掲げる基準に基づいて行われていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価基準に従って成績評価が行われていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに当事者である学生に告知されていること。

【観点 7-1-1】進級要件（進級に必要な修得単位数及び成績内容）、留年の場合の取り扱い（再履修を要する科目の範囲）等が決定され、学生に周知されていること。

[現状]

成績評価は優・良・可・不可の4段階に分け、優・良・可を合格、不可を不合格としている。各科目担当教員の評価方針に基づき、前期及び後期あるいは通年の成績評価は、それぞれの成績報告期間内に0～100点の素点で教務課へ報告をすることになっている。点数と評価との関係は、100～80点を優、79～70点を良、69～60点を可、そして59点以下は不可としている。成績評価は、主に前期及び後期学期末に行われる定期試験やレポートによって行われているが、これに出席状況や小テスト結果を加味することもあり、どのような評価方法を取るかは各教員の裁量に任せており、全ての科目について、『シラバス』に評価方法を明記している。なお、当該科目について欠席が多い時には（授業時間数の3分の2以上の出席がない場合）、その授業科目の定期試験の受験資格は与えられない。この場合、追再試験の対象事由に該当しないため、その科目は次年度に再履修しなければならない。この場合、自動的に留年が決定する。一方、病気や不慮の事故など特別な理由により定期試験を受験できなかった学生に対しては、追試験が受けられるように配慮している。

進級判定は単位制ではあるが学年制を加味しているため、毎年度末の教授会で進級判定を行い、学生の進級の可否を決定している。進級は、本薬学部教授会の“進級基準申し合わせ”により判定している。その判定基準は、“1) 該当学年に配当されている全ての実習科目の単位を修得していること、2) 該当学年の前学年に配当されていた単位を全て修得していること、3) 該当学年に配当されている実習科目を除く必修科目及び選択必修科目の単位につき次の第3項に掲げる基準（進級要件単位数一覧の演習・講義科目欄）を満たすこと”となっており、その基準は該当学年配当科目（実習科目を除く）の概ね85%として、具体的な単位数を決定している。

成績評価については『授業概要』に明記されているとともに、毎年度初めの学年ごとに行われるガイダンスの際にも口頭で学生に説明し、周知させている。また、その評価方法は全ての科目について、『シラバス』に明記するとともに、初回授業時に教員から

口頭で学生に説明し、周知させている。なお、成績結果については平成20年度までは前期科目が10月、後期科目が3月、平成21年度は前・後期合わせて3月に各家庭に送付されている。毎年、4月に実施するガイダンスの際に前年度分の成績結果を学生に配布している

進級判定については、その判定基準を毎年度初めの学年ごとのガイダンスにおいて学生に説明し、周知させている。

[点検・評価]

公正な成績評価を行うために、『シラバス』にその方法を明記している点は評価できる。あらかじめシラバスにおいて明示することは、教育効果を高めるうえでも重要である。その評価方法が科目担当者によって異なることは、大学教育の理念に照らし合わせて妥当であると考えられる。

進級判定は「学年制を加味した単位制」のため、本薬学部教授会の“進級基準申し合わせ”により判定している。その判定基準を毎年度初めの学年ごとのガイダンスにおいて学生に説明し、周知させている。その際、申し合わせの“3) 該当学年に配当されている実習科目を除く必修科目及び選択必修科目の単位につき、次の第3項に掲げる基準（進級要件単位数一覧の演習・講義科目欄）を満たすこと”となっている。第3項においては、不合格科目の扱いについて、留年になると次年度に全て再履修となるが、進級が認められると進級した学年で“欠単位科目に対する再試験”が実施される。この再試験に合格しないとそれだけで留年が決定する。

[改善計画]

「出席点、定期試験、レポート等の成績を総合的に加味して評価する」などというように曖昧なものではなく、成績評価にかかわるそれぞれの項目の比率、たとえば、「出席点30%、定期試験50%、レポート20%」というようにより明確にするべきであろう。

該当学年配当科目の概ね85%以上の修得を目途にする、との説明にとどめ、具体的な単位数については明示していない。公正な進級並びに卒業判定をするためには、その判定基準をあらかじめ明確に示す必要がある。

“欠単位科目に対する再試験”は、その科目担当教員にとっても成績判定は重圧になっており、今後再検討を加えていく必要がある。

基準 7 - 2

履修成果が一定水準に到達しない学生に対し、原則として上位学年配当の授業科目の履修を制限する制度が採用されていること。

[現状]

不足単位を補充するだけの1年間の留年期間は、学生にとってもその保護者にとっても、授業料に見合うだけの教育機会が与えられないのではないかという不安を抱かせるものである。その教育機会を与え、同時に学生の勉学意欲を低下させないための方策の

一つとして、1学年上の授業科目のうち専任教員が担当する講義科目について、10単位の範囲内で履修ができるように配慮した。しかしながら、その単位取得状況を分析したところ、ほとんどは合格に至っておらず、その実効性に疑問があった。そこで平成21年4月より留年生に対し、1学年上の授業科目の履修は認めず、現行学年ですでに単位取得済みの専門教育科目を再聴講するよう指導を行っている。

[点検・評価]

現行学年の単位取得済みの専門教育科目を再聴講する制度は、知識を再修得する方策として優れているものと考えられる。

[改善計画]

実施してまだ1年足らずであり、その有用性についてはさらに継続的に実施して詳細な評価を行う必要がある。

8 学生の支援

(8-1) 修学支援体制

基準 8-1-1

学生が在学期間中に教育課程上の成果を上げられるよう、履修指導の体制がとられていること。

- 【観点 8-1-1-1】入学者に対して、薬学教育の全体像を俯瞰できるような導入ガイダンスが適切に行われていること。
- 【観点 8-1-1-2】入学前の学習状況に応じて、薬学準備教育科目の学習が適切に行われるように、履修指導がなされていること。
- 【観点 8-1-1-3】履修指導（実務実習を含む）において、適切なガイダンスが行われていること。

[現状]

入学者に対しては、入学式の翌日午前中に薬学部全体での履修手続き、学生生活等に関するオリエンテーションを行っている。その際、シラバスを冊子体で配布し、6年間を通じて基礎教育科目、専門教育科目についてどのような科目が各学年に配当されているかについて詳細な説明が行われている。また、午後からは複数のクラスに分かれて、学内の施設見学やガイダンスを行い、担任からより詳細に薬学教育の全体像がつかめるような説明がなされている。

2年次以降は、履修科目、選択科目については、該当年次の実情に合わせたガイダンスを実施している。また、翌日から授業が始まり、その際にも履修科目内容について説明がなされている。

平成18年以降の入学生では、選抜試験の結果や高校調査書の履修科目調査の結果から、理科3科目（物理、生物、化学）の学力のばらつきが懸念された。そこで、入学式直後に3科目の基礎学力試験（高校修了程度の基礎試験）を実施し、その成績に基づいて、受講科目の選択指導を行っている。現在、通常の物理学、生物学に加えて、それぞれ基礎講座が開講されて、基礎学力試験の成績不良者または高校時の当該科目未履修者に受講を勧めている。なお、化学については、平成21年度より基礎化学を新たに開講して薬学教育の中で重要な位置を占める化学の基礎学力向上を図っているところである。

[点検・評価]

履修指導については各段階でガイダンスを適切に実施している。ただし、後期に開講される選択科目についてもガイダンス時に決めなければならない、学生は十分な授業内容がわからないまま選択科目の履修を決定している。

一連の理科科目に対する導入教育は、入学生の学習への取り組みに対する支援策として評価できる。今後は入学試験の方式を問わず、入学生の学力の確保が重要な課題であり、現在実施している入学前教育、入学後の導入教育（基礎理科科目の開講）については適切である。

[改善計画]

入学前教育、入学後の導入教育の実効性について詳細な評価を行い、その結果をもとにして開講時期、講義方法等を含めた総合的な再検討を加え、より効果の認められる教育体制を作る。

基準 8-1-2

教員と学生とのコミュニケーションを十分に図るための学習相談・助言体制が整備されていること。

【観点 8-1-2-1】担任・チューター制度やオフィスアワーなどが整備され、有効に活用されていること。

[現状]

本薬学部では、各学年を複数のクラスに分割し、各クラスに担任（薬学部教員）を配置し、個々の学生の学業を含む生活全般についてのきめ細やかな相談や指導を行っている。また、薬学部全教員が一週間の中で学生の相談に対応できる時間（オフィスアワー）を設定し、その時間内であればクラス担任とは関係なく、学生は自由に希望する教員と学生生活全般について相談できる体制が構築されている。さらに、4年次からはCBTおよびOSCE共用試験に対応するため、よりきめ細やかな相談や指導を行う目的で、薬学部教員によるアドバイザー制度を設け、小人数（6名）での指導が行われた。

[点検・評価]

学生に対する学習相談・助言体制については、教員全員で取り組んでおり、現状において、大きな問題点はないと評価できる。担任、アドバイザーにおける指導教員を中心とした日常的な学習相談・助言体制は構築されている。

[改善計画]

学生同士（先輩－後輩の関係）による学習相談・助言体制が整備されていないため、今後学生によるチューター制度を導入し、個々の学生に最適な学習相談・助言の受け入れが可能な体制を構築していく。

基準 8-1-3

学生が在学期間中に薬学の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

【観点 8-1-3-1】学生の健康相談（ヘルスケア、メンタルケアなど）、生活相談、ハラスメントの相談等のために、保健センター、学生相談室を設置するなど必要な相談助言体制が整備され、周知されていること。

【観点 8-1-3-2】医療系学生としての自覚を持たせ、自己の健康管理のために定期的な健康診断を実施し、受診するよう適切な指導が行われていること。

[現状]

①奨学金制度

学生の就学に対する経済的な支援策として奨学金制度が設けられている。本学では、大学独自の奨学金に加え、日本学生支援機構奨学金、地方自治体奨学金の3種類が設けられている。

a) 奥羽大学影山晴川育英奨学基金制度

「奥羽大学影山晴川育英奨学基金規程」に基づき、学長を含む推薦委員会により推薦された学生に与えられる。奥羽大学影山晴川育英奨学基金には、入学式において与えられるもの（給付額50万円）と第2、3、4学年に与えられるもの（給付額20万円とメダル）の2種類がある。入学式で奨学金を与えられた薬学部学生は、平成20年度該当者なし、であった。なお、第3学年で与えられた学生は、平成20年度2名であった。

奥羽大学影山晴川育英奨学基金は、成績、人物ともに優秀な者に与えられ、学生の勉学に対する意欲向上に寄与している。

b) 日本学生支援機構奨学金

出願者の中から「日本学生支援機構奨学規程」及び「奨学生推薦基準」に定められた基準に従って、選考を行い推薦される。平成20年度は、薬学部283名が奨学金を受給している。

日本学生支援機構の奨学金は、日本経済の大きな変化に伴い経済的理由により就学が困難な優れた学生等に対して与えられ、学生が安心して大学での教育を受けられる環境の構築を目指すものであり、教育の機会均等に大きく貢献している。現状では、希望者全員が第一種奨学金、第二種奨学金のいずれかの奨学金を受給できる状況となっている。

c) 地方自治体奨学金

地方自治体より貸与される奨学金で、平成20年度に1名がこれを受けている。

②生活相談等

本学には薬学部・歯学部共通のカウンセリング室が設置されており、臨床心理士の資格を有するカウンセラーが、学生の自己発見や問題解決を援助している。また、本薬学部では、各学年を複数のクラスに分割し、各クラスに担任（薬学部教員）を配置し、個々の学生の学業を含む生活全般についてのきめ細やかな相談や指導を行っている。また、薬学部全教員が一週間の中で学生の相談に対応できる時間（オフィスアワー）を設定し、その時間内であればクラス担任とは関係なく、学生は自由に希望する教員と学生生活全般について相談できる体制が構築されている。さらに、4年制薬学教育においては3年次後半（11月）から薬学部教員の研究室に配属され、研究室の教員を中心とした小人数（7～9名）での指導が行われた。6年制薬学教育においては4年次前半（4月）から薬学部教員をアドバイザーとした小人数（5～6名）での指導が行われた。

生活相談のためにカウンセリング室に訪れた学生の延べ数は、平成20年度106名（1年生15名、2年生49名、3年生42名、4年生0名）であった。この数から、カウンセリングが学生間に周知され、信頼されていることがうかがえる。また、学生が抱える日常的な問題は、クラス担任あるいは配属された研究室の指導教員を中心に解決が図られている。

個々の学生にはそれぞれ個性があり、各学生の人格を尊重しながら問題を事前に発見し、大きな問題となる前にその芽を摘み取るようなきめ細やかな対応が必要である。そ

のためクラス担任制度や研究室配属制度は、小人数の学生を日常的に見守ることができるので有効と判断される。しかし、こうした教員はカウンセリングの専門家ではないため、精神的な問題などに対して専門的に対応することは難しい。そこで、カウンセラーとクラス担任あるいは研究室指導教員間の密な連携が重要となっている。

③健康管理

a) 歯学部附属病院

歯学部附属病院には、内科、外科、歯科（7診療科に分かれる）の診療科があり、学生の日常の健康相談に応じるとともに、病気や怪我などの手当てを行っている。

b) 定期健康診断

疾病の早期発見を目的として、「学校保健安全法」の定めにより定期健康診断（毎年4月）を薬学部全学生に義務付け、実施している。

c) 感染症対策

本薬学部では、平成20年度より麻疹（はしか）の抗体検査を入学生に実施した。また、平成21年度より6年制薬学教育4年生に対して、次年度の実務実習に備えてHBs抗原抗体検査を実施した。なお、インフルエンザの予防と治療について、学生及び教職員に対して本学ホームページ、掲示等で周知するとともに、感染防止に努め、感染した場合の報告を義務付けている。

④保険制度

父兄会の負担により、本薬学部全学生が（財）日本国際教育支援協会が運営する「学生教育研究災害傷害保険・学生教育研究賠償責任保険」に加入している。この保険は、正課中、学校行事中、インターンシップなどを含めた課外活動中、または通学中に不慮の事故により傷害を受けた場合、またケガをさせた場合、保険金の給付が受けられるものである。本薬学部全学生が加入している。こうした保険制度への加入は、学生が安心して勉学や課外活動に取り組む環境の構築に大いに貢献している。

[点検・評価]

学生が学業に専念できるようにするための経済的な支援策などは、現状でも十分整備されている。また、学生に対するメンタルケアについても、教員全員で取り組んでおり、現状において、大きな問題点はないと評価できる。

[改善計画]

実績としては4年程度であり、今後継続的に内容評価を行い、学生の意見を聞くなど一層の改善を行う。また、学生が安心して就学に取り組む環境を一層整備するために今後、以下のような取り組みを行う。

①奨学金制度の充実

近年の社会情勢から、経済的な事情により就学を断念せざるを得ない事態に陥る学生が増加することが予想される。学生の将来を考え、このような学生を可能な限り救済することも大学の責務と認識し、奨学金制度の充実を図る。

②個々の学生に対するケア

変化のスピードが加速する現代社会において、いろいろな問題を抱えた学生に対して

きめ細やかな対応が求められる。こうした学生に対して、次のような対応を行う。

1) クラス担任制度、アドバイザー制度（薬学部教員が各学年小人数（4～6名）を受け持つ）や講義を行う各教員の目を通した日常的なケアを通じて、早期に問題を抱える学生を発見し、専門的なケアを受けられる体制を作る。

2) 教員のオフィスアワー、配属された研究室における指導教員を中心とした日常的なケア、カウンセリング室での専門的なケアをお互いに連携させながら、個々の学生に最適のケアができる体制を構築していく。

基準 8 - 1 - 4

学習及び学生生活において、人権に配慮する体制の整備に努めていること。

[現状]

①身体障害者対策

本学では、身体障害を有する学生に配慮して、車椅子の学生が一人で校内を移動できるようにバリアフリー化が推進され、附属病院棟、中央棟（図書館を完備）、薬学部棟でバリアフリー工事が平成19年3月28日に完成した。附属病院棟1階玄関には身体障害者の学生が円滑に診療を受けることが出来るよう、1階玄関にスロープ・自動ドアが設置された。中央棟では図書館等の利用を踏まえ附属病院棟と中央棟との1階連絡通路にスロープ・自動ドアが設置された。また、1階南側に多目的トイレが設置された。薬学部棟は施設の利用の利便性の向上させるために入り口にスロープ・自動ドアを設置し、1階南側に多目的トイレを備え、学習および学生生活において、人権に配慮する体制が整えつつある。

②セクシュアル・ハラスメント防止

近年、セクシュアル・ハラスメント防止が社会的な課題として大きく取り上げられている。「奥羽大学セクシュアル・ハラスメント防止等に関する規程」を定め、その規程に則り「セクシュアル・ハラスメント防止委員会規程」を設置し、構成メンバーが対応に当たっている。

③ハラスメント防止

本学では、全ての構成員の人格を尊重し、公正で安全な環境における教育・研究・修学及び就業を保障するための、パワー・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントが生じた場合の対応を定めた「奥羽大学ハラスメント防止等に関する規程」を制定し、その規程に基づいた「ハラスメント防止委員会規程」を設置し対応に当たっている。

[評価・点検]

身体障害者対策、セクシュアル・ハラスメント防止、ハラスメント防止について整備が進んでいる。

[改善計画]

毎年、人権に対する配慮について見直しを進めてゆく。

基準 8 - 1 - 5

学習及び学生生活において、個人情報に配慮する体制が整備されていること。

[現状]

本学部は、平成17年4月1日から施行された「個人情報の保護に関する法律」に伴い、学生の個人情報の適正な取扱いを確保するため、「個人情報保護に関する規程」を定め、この規定に従って適正な保護・管理・取扱いに努めている。以下に、内容の概略を示す。

1. 個人情報の取得：本学部業務遂行の範囲内において、利用目的を明示し、学生本人から適正な方法により取得する。利用は、本学部の教育・研究及び学生支援に必要な業務遂行のために利用する。例として、学生証、学籍簿、成績通知書、成績証明書、在学証明書、卒業見込証明書、卒業証明書、履修確認表、図書の貸出・閲覧証などの各種証明書の発行と、学内掲示及び郵便などによる連絡・通知である。

2. 個人情報の管理：学生から適宜取得した情報は、漏えい、滅失、毀損、改ざんを防止するために安全保護に努め、必要な措置を講じている。

3. 個人情報の開示：学生の個人情報の開示は、本人による開示請求があった場合、速やかに開示の可否を含めて対処する。

4. 問い合わせ先：個人情報の取扱いに関する問い合わせは、総務部総務課に本人（代理人を含む）が請求する。

[点検・評価]

個人情報に関する法律施行に迅速に対処して、大学で「個人情報保護に関する規程」を定め、それに準拠した対応を行っていることは適切である。

[改善計画]

適宜、規定を改善していくことに努める。

基準 8 - 1 - 6

身体に障害のある者に対して、受験の機会が確保されるとともに、身体に障害のある学生について、施設・設備上及び学習・生活上の支援体制の整備に努めていること。

[現状]

現在、本薬学部には身体に障害のある学生は在籍していない。しかし、全学を挙げて身体に障害のある学生の入学を想定して、その支援体制の整備に努めている。多くの地域住民が利用する附属病院はスロープ・自動ドアを、図書館がある中央棟はスロープ・自動ドア・多目的トイレを、それぞれ設置している。薬学部では、薬学部棟にスロープ・自動ドア・多目的トイレを、3階建ての薬学実習棟にエレベーター（利便性と安全性に配慮）・多目的トイレを、それぞれ設置している。平成20年4月に完成した第3講義棟は、郡山市が提唱する「景観づくり、人にやさしいまちづくり条例」に適合した施設となっている。

[点検・評価]

大学校舎は、全てバリアフリー化が進められており適切である。

[改善計画]

校舎内部（教室）の整備に努める。

基準 8-1-7

学生がその能力及び適性、志望に応じて主体的に進路を選択できるよう、必要な情報の収集・管理・提供、指導、助言に努めていること。

【観点 8-1-7-1】 学生がそれぞれの目指す進路を選択できるよう、適切な相談窓口を設置するなど支援に努めていること。

【観点 8-1-7-2】 学生が進路選択の参考にするための社会活動、ボランティア活動等に関する情報を提供する体制整備に努めていること。

[現状]

薬学部は専門職学部であることから、卒業後の就職に関する指導・相談については、薬学部教員で構成する就職委員会と薬学部学事部学生課が連携し、学生の就職活動を支援している。就職活動に必要な情報及び資料ならびに総合病院薬局、調剤薬局及び製薬会社などから寄せられた求人情報については、学生課でファイル化し常時閲覧できるようにしている。

[点検・評価]

学生に必要な情報を学生課で一元管理し、常時閲覧できることは適切である。

[改善計画]

将来、個別での相談が増加することを予想し、そのための体制づくりに努める。

基準 8-1-8

学生の意見を教育や学生生活に反映するための体制が整備されていること。

【観点 8-1-8-1】 在学生及び卒業生に対して、学習環境の整備等に関する意見を聴く機会を設け、その意見を踏まえた改善に努めていること。

【観点 8-1-8-2】 学習及び学生生活に関連する各種委員会においては、学生からの直接的な意見を聴く機会を持つことが望ましい。

[現状]

本薬学部は、開設時より毎年、学生の意見を教育に反映させるために授業アンケートを実施している。そのアンケート結果は、各授業担当者に報告し、翌年度の授業改善に繋げるようにしている。

[点検・評価]

学生の意見が反映される制度が整備されていることは適切である。

[改善計画]

学生生活に反映する体制の整備に努める。

(8-2) 安全・安心への配慮

基準 8-2-1

学生が安全かつ安心して学習に専念するための体制が整備されていること。

- 【観点 8-2-1-1】 実習に必要な安全教育の体制が整備されていること。
- 【観点 8-2-1-2】 実務実習に先立ち、必要な健康診断、予防接種などが実施されていること。
- 【観点 8-2-1-3】 各種保険（傷害保険、賠償責任保険にも加入している）に関する情報の収集・管理が行われ、学生に対して加入の必要性等に関する適切な指導が行われていること。
- 【観点 8-2-1-4】 事故や災害の発生時や被害防止のためのマニュアルが整備され、講習会などの開催を通じて学生及び教職員へ周知されていること。

[現状]

各実習にあたって、薬品、器具、動物等の取り扱いに伴って起こりうる事故に対する注意や対処方法を十分に説明している。また、実務実習に先だって4年生に対して、麻疹、HBs抗原・抗体の検査を実施し、結果を本人に通知するとともに陰性者に対しては予防接種をうけるように指導した。

また、「学校保健安全法」の定めに従って定期健康診断を毎年本薬学部の全学年に義務付けている。学生の正課中、課外活動中及び登下校中に遭遇する不慮の事故に備えて、入学時に全学生が「学生教育研究災害傷害保険」に加入している。

通学的手段として自家用車を用いる学生が多いので、通学で自家用車を使用する学生は、大学へ車両運転通学許可願を提出し許可を得ることを義務付けている。また、大学内の駐車場を利用する者は「駐車許可証」を受け、本学主催の交通安全講習会（毎年6月開催、警察署係官の講演）を受講することを義務付けている。

[点検・評価]

実習にあたって安全教育、実務実習に関する健康診断、疾病の早期発見のための定期健康診断が実施されていることは適切である。交通安全講習会は、交通事故防止の意識を高めるのに効果的である。

[改善計画]

今後も必要に応じて改善を行う。

『教員組織・職員組織』

9 教員組織・職員組織

(9-1) 教員組織

基準 9-1-1

理念と目標に応じて必要な教員が置かれていること。

【観点 9-1-1-1】 大学設置基準に定められている専任教員（実務家教員を含む）の数及び構成が恒常的に維持されていること。

【観点 9-1-1-2】 教育の水準の向上をより一層図るために専任教員数（実務家教員を含む）が大学設置基準に定められている数を大幅に超えるよう努めていること（例えば、1名の教員（助手等を含む）に対して学生数が10名以内であることが望ましい）。

【観点 9-1-1-3】 観点9-1-1-2における専任教員は教授、准教授、講師、助教の数と比率が適切に構成されていることが望ましい。

[現状]

平成21年4月1日現在、専任教員は、教授19名（男18名、女1名）、准教授4名（男4名、女0名）、講師11名（男8名、女3名）の計34名である。このうち、実務家教員は専任4名（男4名）、みなし専任教員2名（男1名、女1名）である。また、助手は9名（男4名、女5名）である（表-9-1-1）。34名の教員で常時学生の教育にあたっており、教員一人あたりの学生数は、14.7名である。

[点検・評価]

本薬学部は6年制学科のみ定員140名であり、平成21年4月現在、4年生が最高学年である。大学設置基準に定められている専任教員数の基準数は現在、28名であり、学年進行に伴う学生数の増加によって、専任教員数の基準が6年制完成時には31名となるが、すでに基準数を超えた教員が配置されている。また、実務家教員数は6名と設置基準の6名（31名×1/6）を満たしている。教員一人あたりの学生数は20名以内であり適切である。

[改善計画]

専任教員数と実務家教員数は、大学設置基準を満たしているが、平成22年度からの5年生の実務実習の実施に備えて、実務家専任教員の増員を計画している。

表－9－1－1

薬学部 教員組織

平成21年4月1日現在

区分	教授	准教授	講師	助手	みなし 専任講師	合計
学部長	1					1
有機化学	3		1	3		7
物理化学	1	1	2	2		6
生物・衛生化学	7	2		1		10
医療薬学	薬理	1	2			7
	薬剤	3 (2)		2 (2)	2 (2)	10 (6)
英語			1			1
情報科学			1			1
合計	19 (2)	4	9 (2)	9	2 (2)	43 (6)

() は実務家教員

基準9-1-2

専任教員として、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関する教育上の指導能力と高い見識があると認められる者が配置されていること。

- (1) 専門分野について、教育上及び研究上の優れた実績を有する者
- (2) 専門分野について、優れた知識・経験及び高度の技術・技能を有する者

[現状]

各専門分野について教育的・研究的観点から、優れた実績を有し、また、優れた知識、経験、高度の技術・技能を有するものが概ね配置されている。

[点検・評価]

現状に問題はないと思われるが、教員の年齢の高齢化が進みつつある。

[改善計画]

各専門分野が日進月歩で進化する中、新しい専門知識、技術をもつ若手研究者を育成、採用し、教員の若返りを進めてゆきたい。

基準9-1-3

理念と目標に応じて専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

- 【観点 9-1-3-1】薬学における教育上主要な科目について、専任の教授又は准教授が配置されていること。
- 【観点 9-1-3-2】教員の授業担当時間数は、適正な範囲内であること。
- 【観点 9-1-3-3】専任教員の年齢構成に著しい偏りがないこと。
- 【観点 9-1-3-4】教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する補助者が適切に配置されていることが望ましい。

[現状]

薬学教育における主要科目である有機化学、物理化学、生物・衛生化学、医療薬学（薬理・薬剤）を担当する専任教員の配置は、教員組織表（表－9－1－1）の通りである。上記主要科目には教授、あるいは教授と准教授が配置されている。平成21年度における授業担当時間数を、（表－9－1－2）に示した。これには、講義・演習・学生実習のほかに、4年制課程の留年生に対する総合薬学演習と特別実習を含んでいる。

表－9－1－2 平成21年度専任教員の1週当たりの担当授業時間数

	教授	准教授	講師	備考
最高時間	15.9	10.7	12.1	1 授業時間 90 分
最低時間	6.3	6.9	6.0	
平均時間	9.7	8.8	8.4	

薬学部専任教員34名の年齢構成は、表－9－1－3の通りである。

表－9－1－3 専任教員の年齢構成 平成21年4月1日現在

	20才代	30才代	40才代	50才代	60才以上
人数	1	3	7	11	12
比率 (%)	3	9	21	32	35

教育研究を補助する助手は9名であり、複数の学生実習を担当している。

[点検・評価]

主要科目には教授あるいは准教授が複数名配置され、その教員配置はバランスが取れている。各教員の担当授業時間数は適正の範囲であると考えられる。しかし、教員間のバランスが悪く、一部の教員に過度の負担を強いている可能性がある。また、専任教員のうち60才以上の教員が約1/3を占めており、著しい偏りがあるわけではないが、平均年齢の低年齢化を図る必要がある。

[改善計画]

専任教員の低年齢化を図るために、平成22年度に実務家教員を含む複数名の新規専任教員の採用を計画している。

基準9－1－4

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備され、機能していること。

【観点 9-1-4-1】 教員の採用及び昇任においては、研究業績のみに偏ること無く、教育上の指導能力等が十分に反映された選考が実施されていること。

[現状]

教員の採用及び昇任に関しては、「奥羽大学教員の任用及び昇任並びに任期に関する選考規程」に基づいて選考が行われている。薬学部では、教員の選考は教員資格審査委員会の審査を経て教授会が行う。審査委員会は、学部長、学生部長、事務局長、他に必要と認められる者若干名から構成される。教授又は准教授の選考基準は、(1) 専門に関する教育歴、研究歴が10年以上で、その資格にふさわしい研究業績がある者、(2) 博士の学位を有する者又はこれと同等の研究業績のある者、(3) 教授又は准教授としての人格、識見を有する者、となっている。講師又は助教の選考基準は、(1) 専門に関する教育歴が5年以上、又は教育歴と研究歴(大学院)の合算が5年以上で、その資格にふさわしい研究業績がある者、(2) 博士の学位を有する者又はこれと同等の研究業績のある者、となっている。このほか、採用・昇任審査時には、それまでの研究業績のみならず、昇任人事においては本学および前職における教育指導能力を加味しており、採用人事においては前職における教育指導能力を詳しく検討し、結果に反映させている。

[点検・評価]

研究業績のみに偏ることなく、教育上の指導能力等が反映された選考が実施されている。

[改善計画]

今後も研究業績のみに偏ることなく、教育上の指導能力等が反映された選考を実施する。

(9-2) 教育・研究活動

基準 9-2-1

理念の達成の基礎となる教育活動が行われており、医療及び薬学の進歩発展に寄与していること。

- 【観点 9-2-1-1】医療及び薬学の進歩発展に寄与するため、時代に即応したカリキュラム変更を速やかに行うことができる体制が整備され、機能していること。
- 【観点 9-2-1-2】時代に即応した医療人教育を押し進めるため、教員の資質向上を図っていること。
- 【観点 9-2-1-3】教員の資質向上を目指し、各教員が、その担当する分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する薬学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを示す資料（教員の最近5年間における教育上又は研究上の業績等）が、自己点検及び自己評価結果の公表等を通じて開示されていること。
- 【観点 9-2-1-4】専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会的貢献活動も自己点検及び自己評価結果の公表等を通じて開示されていることが望ましい。

[現状]

平成20年度より新カリキュラム策定委員会（9名の教授から構成）を設置し、カリキュラムの変更を行う体制をつくり、検討を行っている。また、平成20年度には、実務実習事前学習への全教員の参画を果たすための準備として、まず助手2名を1組として、交代で3ヶ月間ずつ、本学歯学部附属病院薬局での薬剤師業務の研修を義務付けて実施した。

教員の教育活動は、『奥羽大学 教育・研究業績集 歯学部・薬学部 2003年度～2008年度』として編集、発刊されている。奥羽大学教育・研究業績データベースシステムが平成20年度に導入され、教育活動の基礎データとして、担当授業科目、学会・委員会等の活動、学外の社会活動（高大・地域連携等）などの項目について、各教員が随時入力して公表できるようになっている。

[点検・評価]

カリキュラムに関する検討委員会が設置され、教員の教育活動は、『奥羽大学 教育・研究業績集 歯学部・薬学部 2003年度～2008年度』の発刊により外部に開示されていることは評価できる。

[改善計画]

今後とも、カリキュラムの検討を継続するとともに、教育・研究業績集の発行を継続する。

基準 9-2-2

教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われ、医療及び薬学の進歩発展に寄与していること。

【観点 9-2-2-1】教員の研究活動が、最近5年間における研究上の業績等で示されていること。

【観点 9-2-2-2】最新の研究活動が担当する教育内容に反映されていることが望ましい。

[現状]

教員の研究活動について、『奥羽大学 教育・研究業績集 歯学部・薬学部 2003年度～2008年度』として編集、発刊されている。奥羽大学教育・研究業績データベースシステムが平成20年度に導入され、研究活動の基礎データとして、論文、著書、総説・解説記事、科学研究費補助金・他の競争的資金の獲得実績、受託研究、共同研究、研究発表の項目について、各教員が随時入力して公表できるようになっている。また、本大学ホームページ内の薬学部の「教員紹介」においても、各教員が研究業績を開示している。

最新の研究活動の内容を教育内容に反映させる度合いは、各教員の裁量に任せている。

[点検・評価]

教員の最近5年間における研究活動は、『奥羽大学 教育・研究業績集 歯学部・薬学部 2003年度～2008年度』に掲載され、また、本学HPの「研究紹介」において、最新の研究業績が開示されていることは評価できる。

[改善計画]

今後も教員各自が研究に励み、その成果を教育に還元できる体制を維持する。

基準 9-2-3

教育活動及び研究活動を行うための環境（設備、人員、資金等）が整備されていること。

[現状]

設備に関して、本学には、電子顕微鏡研究施設、X線微小部分分析研究施設、動物実験研究施設、放射性同位元素共同研究施設、薬用植物園、図書館があり、教育研究活動のために供されている。

本薬学部は大講座制（学科目制）のため、講師以上の教員はその独立性が保たれている。したがって、学内外との共同研究が実施しやすい環境にある。

薬学部における平成21年度の研究予算は、1)教育研究予算（中央機器維持管理、薬用植物園維持管理、共用試験（CBT・OSCE）、コンピューター使用による教育支援）、2)学科研究予算、3)教育実習予算からなる。1)の教育研究予算は、総額で34,135千円（うち備品費1,911千円を含む）である。2)の学科研究予算は、（表-9-2-2）の通りである。なお、大型機器の導入については、高額の機器についての教員からの購入申請を教授会に諮り、その決定により予算申請している。個人研究費については、本学独自の基準で職階に応じて配分されている。個人研究費（研究旅費を含む）と共同研究費を合算すると、講師以上の教員では1人当たり約80万円から90万円と

なる。3)の教育実習予算は、総額で52,167千円(備品費6,897千円を含む)である。

区分	予算額	うち備品費
大型機器	1,984千円	1,984千円
個人研究	21,665千円	2,884千円
共同研究	10,000千円	944千円
計	33,649千円	5,812千円

外部から獲得した研究費を表に示す。平成18~21年度までの文部科学省および日本学術振興会科学研究費補助金、平成20、21年度厚生労働科学研究費補助金、平成19~21年度の奨学寄附金と受託研究費は、下表のようになっている。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
申請件数	34	42	23	20
採択件数	6	7	9	7
総額	10,300千円	8,800千円	11,440千円	9,500千円

	平成20年度	平成21年度
件数	2	2
総額	2,950千円	3,350千円

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
件数	7	3	2
総額	4,600千円	2,000千円	1,500千円

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
件数	1	1	0
総額	367千円	1,005千円	0円

[点検・評価]

教育実習費に多くの予算が割かれていることは評価できる。一方、個人研究費は大学からの給付がこれ以上増額される環境にないことから、外部資金の導入が求められる。しかし、科学研究費補助金としては毎年1,000万円程度が交付されているものの、

申請数は平成 19 年を境にして低下している。厚生労働省科学研究費補助金は二人の教員が継続して交付されていることは評価できる。なお、奨学寄付金は漸減傾向にある。

[改善計画]

今後も教育関連費用に従来通りの予算配分が行われることで、教育をより向上させる。外部資金の導入により積極的に取り組む必要がある。平成 22 年度以降の科学研究費補助金申請では全教員の申請を検討している。

基準 9 - 2 - 4

専任教員は、時代に適応した教育及び研究能力の維持・向上に努めていること。

【観点 9-2-4-1】実務家教員については、その専門の知識経験を生かした医療機関・薬局における研修などを通して常に新しい医療へ対応するために自己研鑽をしていること。

[現状]

教員は、積極的に学会発表や論文発表を行っており、それらによって得た新規の知識・情報は速やかに学生教育に反映させるように努めている。また、薬学教育協議会の各分野会合には可能な限り担当教員を派遣し、時代に適応した教育能力の保持に努めている。なお、実務家教員の自己研鑽については現在のところ、定まったプログラムがないのが現状である。

[点検・評価]

教員の学会活動が、学生教育に反映されるように努めていること、および薬学教育協議会の各分野会合への教員の派遣は評価できる。

[改善計画]

今後も、学会活動を行い、薬学教育協議会への教員派遣を継続することが必要である。実務家教員の教育プログラムについては、今後の検討課題である。

(9 - 3) 職員組織

基準 9 - 3 - 1

教育活動及び研究活動の実施を支援するための事務体制を有していること。

【観点 9-3-1-1】学部・学科の設置形態及び規模に応じて、職員配置を含む管理運営体制が適切であること。

【観点 9-3-1-2】実務実習の実施を支援する事務体制・組織が整備され、職員が適切に配置されていることが望ましい。

[現状]

本学の事務組織は、学校法人晴川学舎と奥羽大学の業務全般にわたる管理運営を「学校法人晴川学舎事務組織規程」、「学校法人晴川学舎事務分掌規程」、「学校法人晴

川学舎職務権限規程」、「法人業務の委任に関する規程」、「学校法人晴川学舎事務専決規程」等に則して行われている。

事務局は「学校法人晴川学舎」と「奥羽大学」の事務を処理するために置かれている。事務組織は総務部、学事部（薬学部担当）、学事部（歯学部担当）、財務部、図書館事務部、病院事務部、看護部の7部の15課から構成される。

事務局長は、理事長又は学長の命を受け事務を統括している。教育研究活動の支援事務体制は大学の要であることから、教学事務については学事部を薬学部担当と歯学部担当に分けて掌っている。共用試験、学生の学業成績の整理及び管理、学籍管理、学生証及び各種証明書の発行、学会出張及び留学、学生募集、学部の予算編成、入学試験、入学式、卒業式、学生へのガイダンス、保護者懇談会開催などについて担当している学事部は教学事務において重要な役割を担っている。全学に係わる管理事務は総務部が、財務事務は財務部が担当している。それぞれの部に部長、課長、係長、主任及び係員が置かれている。

薬学部の教授会、学生部委員会、実務実習連絡協議会、就職委員会及びその他各種委員会には教学事務を担当する学事部長、課長が必ず加わり、協力して企画、立案に参加している。

[点検・評価]

事務組織内の連携は、学事部（薬学部担当）、学事部（歯学部担当）、総務部、財務部がオープンフロアとして配置された「総合事務局」体制で行っている。教学事務はきわめて複雑、多様化しているが伝達、調整は十分に行き届いており、教育研究活動の支援事務体制及び学生に対するきめ細かいサービスや業務の効率、情報の共有という面から見て適切である。

[改善計画]

より一層の学生サービスと教育研究支援に対応し社会の要請に応えるため高度なITスキルなど、専門性の高い技能を身に付けた職員を、SD研修等を通じ養成する。

(9-4) 教育の評価／教職員の研修

基準 9-4-1

教育の状況に関する点検・評価及びその結果に基づいた改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。

- 【観点 9-4-1-1】教育内容及び方法、教育の成果等の状況について、代表性があるデータや根拠資料を基にした自己点検・自己評価（現状や問題点の把握）が行われ、その結果に基づいた改善に努めていること。
- 【観点 9-4-1-2】授業評価や満足度評価、学習環境評価などの学生の意見聴取が行われ、学生による評価結果が教育の状況に関する自己点検・自己評価に反映されるなど、学生が自己点検に適切に関与していること。
- 【観点 9-4-1-3】教員が、評価結果に基づいて、授業内容、教材及び教授技術などの継続的改善に努めていること。

[現状]

教員授業内容の改善のために、学生による「授業評価アンケート」を学部開設時(平成 17 年度)より開始している。アンケートの結果は、各評価項目についての 5 段階評価の平均値を算出し、各教員に通知した。「学生による授業評価アンケート」の結果を各教員が分析して自らの授業を再検討し、今後の授業の改善点などを教員から学生へ伝えることを目的として、報告書を作成している。

[点検・評価]

授業評価アンケートの結果については、概ね妥当であるとの評価を受けた教員がほとんどだが、中には学生の評価が低い教員がおり、当該教員に対しては学部長が注意を喚起し、授業内容改善に向け話し合いを行った。学生による授業評価の結果並びに次年度へ向けた改善点について、『平成 18・19 年度 授業の自己評価報告書 奥羽大学』並びに『平成 20 年度 授業の自己評価報告書 奥羽大学』を発刊し、公開している。

[改善計画]

学生による授業評価アンケートの結果のみでは学生の主観により左右されることも時として起こるため、教員による授業参観を含めた相互点検システムについて計画している。なお、FD 研修を定期的に開催し、授業方法の向上を図っている。

基準 9 - 4 - 2

教職員に対する研修（ファカルティ・ディベロップメント等）及びその資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

[現状]

平成 21 年度、薬学部内に FD 委員会を設置し、その計画に基づいて取り組みを行っている。本年度は、外部講師による講演会、講師以上の職位の教員全員参加による「6 年制薬学教育に向けた教員の取り組み」というテーマで SGD を 3 回実施した。

[点検・評価]

FD 委員会が設置され、教員の資質向上に対する取り組みが行われたことは評価できる。

[改善計画]

今後も FD 委員会の活動を継続する。

『施設・設備』

10 施設・設備

(10-1) 学内の学習環境

基準 10-1-1

薬学教育モデル・コアカリキュラム及び薬学準備教育ガイドラインを円滑かつ効果的に行うための施設・設備が整備されていること。

【観点 10-1-1-1】効果的教育を行う観点から、教室の規模と数が適正であること。

【観点 10-1-1-2】参加型学習のための少人数教育ができる教室が十分確保されていること。

【観点 10-1-1-3】演習・実習を行うための施設（実験実習室、情報処理演習室、動物実験施設、RI 教育研究施設、薬用植物園など）の規模と設備が適切であること。

(観点 10-1-1-1、観点 10-1-1-3 に係る状況)

[現状]

薬学部が主に使用する講義室、演習室、実験室、付属施設等の数及び面積は次の通りである。薬学部棟 4 階にある CALL 教室（パソコン 60 台）は語学授業の他に実習・演習にも使用している。

施設名	室名	数	面積 (㎡)	備考
薬学部棟	講義室	2	184.5	
	講義室	3	112.5	
	講義室	6	75.0	
	演習室	2	37.5	
	情報処理実習室	1	184.5	情報実習・総合薬学演習 PC60 台設置
	CALL 教室	1	184.5	総合薬学演習 PC60 台設置
第 2 講義棟	大講義室	1	526.7	大講義室はスライディング・ウォールを使って、2 つの講義室として使用可能
	講義室	1	304.4	
	講義室	1	222.3	

				となってる。
薬学実習棟	実習室 Aタイプ	5	140	薬学専門実習
	同上実習室	5	70	薬学専門実習
	実習室 Bタイプ	2	235	薬学専門実習
	同上準備室	2	45	薬学専門実習
	動物実験室	1	91	薬学専門実習
薬学部附属薬用植物園		1	8,700	約 90 科 230 種
動物実験研究棟	飼育室	11	688.7	薬・歯共同利用
	実験室	6		
	手術室	2		
附属病院	RI 共同研究施設	1	298	薬・歯共同利用

その他、歯学部と共同利用の講義室を第 3 講義棟（平成 19 年竣工）に 7 室を設けている（席数 120;5 室、席数 225;2 室）。平成 20 年度は 4 室を薬学部が使用したが、平成 21 年度は学生数から第 3 講義棟は使用していない。

[点検・評価]

ほとんどの講義室にプロジェクター、書画カメラ、パソコン端子、DVD、ビデオ等が配置され、講義室には LAN 端子が設置され、インターネットを利用した講義ができる環境にある。実習室、演習室は有効に使用され、しっかりした指導がなされている。

[改善計画]

概ね良好に使用されている。

(観点 10-1-1-2 に係る状況)

[現状]

薬学部棟には机椅子 24 組を配置した 37.5m²の面積を持つ演習室が 2 室ある。また、75m²の面積を持つ講義室と 112.5m²の講義室はパーティションで仕切り、2 つに分割して使用できるようにして、14 箇所以上を確保してある。

[点検・評価]

各エリアには白板等 SGD に必要とされる道具が用意されており、講義室を分割したエリアでも充実した参加型学習が行われている。しかし、2 つの講義室においては構

造上、窓側使用グループが直接講義室に出入りする扉が必要である。

[改善計画]

分割して使用する講義室では椅子・机の移動が必要である。SGD 学習時の椅子・机の配置位置を床に示し、速やかに移動ができるように工夫する。

基準 10-1-2

実務実習事前学習を円滑かつ効果的に行うための施設・設備が適切に整備されていること。

[現状]

本薬学部が実務実習事前学習を行うために使用する実習室等の面積は次の通りである。その他、講義室の部で示した薬学部棟2階にある講義室5室も事前学習（特に、SGD, PBL等）に使用している。

建物・階	室名	面積 (m ²)
薬学実習棟1階	111室 模擬病院薬局	140
薬学実習棟1階	112室 模擬調剤薬局	140
薬学実習棟1階	113室 模擬病室	70
薬学実習棟1階	114実習室	140
薬学実習棟3階	TDM実習センター	51.75

[点検・評価]

模擬病院薬局には、抗がん剤の調製が可能なバイオクリーンベンチ（2人用4台、1人用1台、計5台）と高カロリー輸液等調製用の無菌操作設備（15人同時操作可能）が、模擬調剤薬局には初回面接、服薬説明、鑑査等のためのブースが10（患者役と薬剤師役とで合計20名同時に実習可能）、さらに模擬病室には患者用ベッド、車椅子、ストレッチャー、洗面台など服薬指導その他に必要なとされる設備・機器類がすべて具備されており、充実した事前学習・実習が行われている。また、SGD, PBLでは、少人数のグループに分け、移動可能な机・椅子を利用して効率的な参加型学習・演習が行われている。

[改善計画]

特になし。

基準 10-1-3

卒業研究を円滑かつ効果的に行うための施設・設備が適切に整備されていること。

[現状]

本薬学部が特別実習(卒業研究)を行うため使用する共通機器室と各教員用の実験室の面積は次の通りである。

[共通機器室]

建物・階	室名	面積 (m ²)
薬学部棟4階	543L室	60
薬学部棟5階	552L室	46.5
薬学部棟6階	562L室	46.5
薬学実習棟1階	NMR室	40
薬学実習棟3階	133(精密機械室), 135(細胞培養室)	70 45

[各教員用の実験室]

建物	室数	面積 (m ²)
薬学部棟3階	1	60
薬学部棟4階	5	286.8
薬学部棟5階	4	222.45
薬学部棟6階	4	222.45
薬学実習棟2階	3	280
薬学実習棟3階	2	231

[点検・評価]

従来、薬学部棟実験室 14 室 791.7 m²を特別実習担当教員 24 名(1 名当たり約 33 m²)で共同利用してきたが、特別実習を遂行するには狭小である。研究用機器に関しては、NMR、質量分析機、原子吸光分析計、赤外分光分析機、超遠心機、リアルタイム PCR、共焦点レーザー顕微鏡、フローサイトメーター、蛍光プレートリーダーなどが共通機器として開設当初より設置されている。

[改善計画]

学生実習室の利用の統合整理をすすめ、特別実習用として新たに 3 室を 5 名の教員に割り当てる計画である。さらに 2 室を 4 名の教員に追加配分の予定である。そうすると、平成 22 年度からの特別実習担当教員 26 名で、薬学実習棟の 5 室を利用することにより、合計 19 室 1302.7 m²を共同利用することになり、1 人当たり平均 50.1 m²が割り当てられることになる。研究用機器についても特別実習に向けて、さらなる増設が望まれる。今後、年次計画で研究機器・設備の充実を図る予定である。

基準 10-1-4

快適な学習環境を提供できる規模の図書室や自習室を用意し、教育と研究に必要な図書および学習資料の質と数が整備されていること。

- 【観点 10-1-4-1】 図書室は収容定員数に対して適切な規模であること。
- 【観点 10-1-4-2】 常に最新の図書および学習資料を維持するよう努めていること。
- 【観点 10-1-4-3】 快適な自習が行われるため施設（情報処理端末を備えた自習室など）が適切に整備され、自習時間を考慮した運営が行われていることが望ましい。

（観点 10-1-4-1 に係る状況）

[現状]

図書館は、中央棟 1、2 階フロア全域で、その用途別面積は次の通りである。閲覧席数は 231 席である。

（単位：㎡）

総面積	事務室	閲覧室	書庫	サービススペース
2,635	247	618	1,280	490

[点検・評価]

学生収容人数 1,512 人（歯学部：600、大学院：72、薬学部：840）であり、閲覧席数は収容定員の 15.3%に相当し、大学図書館としての基準をクリアしていると考えられる。

[改善計画]

通常年における図書等の増加を考えると、今後、書庫スペースの拡充が必要となる。

（観点 10-1-4-2 に係る状況）

[現状]

図書購入希望者は各学部配分された図書予算の範囲内において、館長に図書購入申請書を提出し、図書委員会（歯学部・薬学部、各 3 名）の議を経て、購入を決めている。学習図書は教員、図書館職員が随時選書を行い、また学生からの希望図書は授業との関連を勘案し購入している。一方、学術雑誌の継続、新規、中止等の購入見直しに関しては、年一回のアンケート調査（歯学部は講座、薬学部は教員・助手全員を対象）を行ない、図書委員会の議を経て決定している。最近の雑誌費高騰（特に外国雑誌）が予算を圧迫している現状に鑑み、選択を厳選せざるを得ないのが現状である。

[点検・評価]

薬学部開設 5 年目であるが、薬学関連図書の更なる充実が期待される。特に学術雑誌は教員のみならず、5、6 年次の卒論等における学生指導においても欠くことのできない媒体である。更なる充実が望まれる。

[改善計画]

資料購入費の経年推移を見ると年度を追うごとに若干の増加が見られるが、最近の

外国雑誌は毎年 10 数%の値上がりが続けており、学術雑誌の購入は現状維持をするにも大変難しい状況である。より充実した研究、教育活動が展開できるよう、今後予算の枠組みや増額について検討すべきと考える。

(観点 10-1-4-3 に係る状況)

[現状]

学生の学内での自習は主に薬学部棟3階に用意した自習室(81.0m²)と第2講義棟第3講義室(222.3m²)、図書館、食堂である。利用時間を下の表にまとめた。薬学棟3階には、ネットワークに接続されたパソコン30台を設置した医薬品情報室(97.5m²)がある。学生は朝8時30分より夜9時まで自由に使用できる。薬学部棟に用意した自習室は医薬品情報室のすぐ近くにあり、学生生活情報コーナーならびにコピー機を配置し、62席数を持つ。また、中央棟3階には学生ホール(席数144)が設置され、コピー機や簡単な軽食も用意された自販機が設置されており、学生の夜食や情報交換の場として使われている。

	第2講義棟第3講義室 ・薬学部棟自習室	図書館	食堂
閉館・施錠時間	21:00	19:00 (土曜は16:00まで)	21:00 (営業は16:00まで)

[点検・評価]

授業の復習や宿題等で医薬品情報室のパソコン使用者が多くなる時期には、隣室の情報実習室(同型のパソコン 60 台設置)を開放する体制をとっている。パソコンを自由に使用できる医薬品情報室の廊下を隔てた斜め向かいに自習室があり、常時使用するものにとっては便利な動線となっている。現時点では自習エリア・スペースは十分と考えられる。

[改善計画]

図書館では、今後夜の利用者の増加が生じた場合、開館時間の延長を考えている。

『外部対応』

1 1 社会との連携

基準 1 1 - 1

医療機関・薬局等との連携の下、医療及び薬学の発展に貢献するよう努めていること。

【観点 1 1 - 1 - 1】地域の薬剤師会、病院薬剤師会、医師会などの関係団体及び行政機関との連携を図り、医療や薬剤師等に関する課題を明確にし、薬学教育の発展に向けた提言・行動に努めていること。

【観点 1 1 - 1 - 2】医療界や産業界との共同研究の推進に努めていること。

【観点 1 1 - 1 - 3】医療情報ネットワークへ積極的に参加し、協力していることが望ましい。

[現状]

本薬学部では、福島県薬剤師会など地域の薬剤師会や病院薬剤師会と、あるいは各種学会や研究機関と連携して、医療や薬学教育の発展を目的に、研究発表会や講習会を開催している。また、福島県薬剤師会、福島県病院薬剤師会、日本薬剤師研修センター、病院・薬局実務実習東北地区調整機構等と連携し、平成 22 年度から始まる薬局・病院長期実務実習に備えて、東北地区の実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップ等を本学において開催している。これらの研究発表会やワークショップは、本学教員と地域の薬局薬剤師、病院薬剤師との交流の場としても活用している。一方、医療界や産業界との共同研究に関しては、教員が個人的に行っている。

[点検・評価]

本薬学部において、地域の薬剤師を対象とした実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップや講習会、及び各種学会や研究機関と連携して開催している研究発表会等は、どれも医療や薬学教育の発展に寄与すると共に、本学教員と現場の薬剤師との交流の場ともなり評価できる。

[改善計画]

今後も引き続き、地域医療や地域の薬学教育、薬剤師教育の発展に向け、地域の薬剤師会や病院薬剤師会、各種研究機関と連携して、シンポジウムや研究発表会を本学において積極的に開催していく予定である。また、東北地区の実務実習指導薬剤師養成のためのワークショップや講習会についても、関係団体と連携して積極的に開催し、薬剤師教育に取り組む予定である。

基準 11-2

薬剤師の卒後研修や生涯教育などの資質向上のための取組に努めていること。

【観点 11-2-1】地域の薬剤師会、病院薬剤師会などの関係団体との連携・協力を図り、薬剤師の資質向上を図るための教育プログラムの開発・提供及び実施のための環境整備に努めていること。

[現状]

基準 11-1 に関連することでもあるが、本薬学部では薬剤師の卒後研修や生涯教育など、薬剤師の資質向上を図るための教育プログラムとして外部講師を招聘し、「薬学部公開セミナー」や「奥羽大学卒後研修会」を開催している。また、これらセミナーや研修会は、平成 22 年度から始まる病院・薬局長期実務実習に備えて、病院薬剤師、保険調剤薬局薬剤師に対して最新の医薬情報を提供し、関係者の研修と交流の場としても活用している。今までに行われたセミナーや研修会は、次のとおりである。

平成 18 年度

- ・薬学部公開セミナー「抗がん剤の取り扱いに関する安全対策セミナー」

講師：Dr. Luci A. Power 米国カリフォルニア大学メディカルセンター薬剤部長、National Institute for Occupational Safety and Health (NIOSH)「抗がん剤取り扱いガイドライン」作成委員

開催日時・場所：平成 18 年 6 月 14 日(水) 17:00～18:30 第 2 講義棟

受講者：保険薬局薬剤師、病院薬剤師、本学教員

- ・薬学部公開セミナー「ゲノム情報に基づくクスの適正投与について」

講師：東 純一 大阪大学大学院薬学研究科教授

開催日時・場所：平成 18 年 10 月 11 日(水) 18:00～19:00 薬学部棟

受講者：保険薬局薬剤師、病院薬剤師、本学教員

平成 19 年度

- ・薬学部公開セミナー「ガン分子標的治療研究の最前線」

講師：河野通明 長崎大学大学院医歯薬学総合研究科教授

開催日時・場所：平成 19 年 5 月 16 日(水) 18:00～19:00 薬学部棟

受講者：保険薬局薬剤師、病院薬剤師、本学教員

- ・薬学部公開セミナー「病院薬剤師は今」

講師：幸田幸直 筑波大学大学院人間総合科学研究科教授

開催日時・場所：平成 19 年 10 月 3 日(水) 17:00～18:30 薬学部棟

受講者：保険薬局薬剤師、病院薬剤師、本学教員

- ・薬学部公開セミナー「動き出した薬学教育6年制 ―モデル・コアカリキュラムと長期実務実習の目ざすもの―」

講 師：木内祐二 昭和大学薬学部病態生理学教授

開催日時・場所：平成19年10月24日(水) 17:00～18:30 薬学部棟

受講者：保険薬局薬剤師、病院薬剤師、本学教員

平成20年度

- ・第1回奥羽大学薬学部卒業後研修会

主催者：奥羽大学薬学部、福島県薬剤師会

開催日時・場所：平成20年5月10日(月) 19:00～20:30 薬学部棟

受講者：薬局薬剤師

- ・薬学部公開セミナー「薬学6年制実務実習の受入準備」

講 師：幸田幸直 筑波大学大学院人間総合科学研究科教授

開催日時・場所：平成20年12月18日(木) 18:00～19:00 薬学部棟

受講者：保険薬局薬剤師、病院薬剤師、本学教員

[点検・評価]

平成22年度からの病院・薬局長期実務実習に向け、タイムリーな話題を本学薬学部から地域の病院薬剤師、保険調剤薬局薬剤師に対して提供する必要がある。本学で開催している「薬学部公開セミナー」や「奥羽大学卒業後研修会」は、薬剤師の資質向上に貢献すると共に、本学教員と医療現場の薬剤師との交流の場ともなり評価できる。長期実務実習を円滑に進めるためにも、今後も引き続き積極的に取り組む必要がある。

[改善計画]

地域の薬剤師や本学あるいは他大学の薬学部卒業生の資質向上を図るために、「薬学部公開セミナー」や「奥羽大学卒業後研修会」を今後も積極的に開催する予定である。また、それ以外にも、地域の薬剤師会や病院薬剤師会と連携して、生涯研修や生涯学習を行う機会をできるだけ多く設けると共に、それを継続して実施できるような体制の整備に努めたい。

基準 1 1 - 3

地域社会の保健衛生の保持・向上を目指し、地域社会との交流を活発に行う体制の整備に努めていること。

【観点 1 1-3-1】地域住民に対する公開講座を定期的を開催するよう努めていること。

【観点 1 1-3-2】地域における保健衛生の保持・向上につながる支援活動などを積極的に行っていることが望ましい。

【観点 1 1-3-3】災害時における支援活動体制が整備されていることが望ましい。

[現状]

本学では、平成元年に「奥羽大学公開講座規程」が制定され、平成 16 年度までは文学部が主体となり、地域住民を対象として奥羽大学公開講座を開催してきた。平成 17 年度からは薬学部と歯学部が連携し、地域における保健衛生の向上を目的として、広く一般社会における薬学・歯学の理解を深めるテーマで公開講座を開催している。

一方、災害時における活動体制に関しては、本学内で発生した災害に対しては防災規定等で体制の整備はできているが、地域社会に対する支援活動の体制としては整備されていない。

また本学では、地域社会の保健衛生の保持・向上と地域社会との交流を深める目的で、「薬用植物園見学と生薬体験」及び「中高生のための科学実験講座」を開催している。特に後者では、地域中高生を対象に大学の研究室を使って、一日科学者を体験してもらい、現在話題になっている「理科離れ」防止に貢献することも目的としている。

さらに、地域社会との交流を深めるために、行政機関や地域大学、高校と連携を図り、不定期ではあるが活動を行っている。

[点検・評価]

奥羽大学公開講座への地域住民の参加状況は、概ね 30 名程度であり、「健康」に興味をもつ比較的高齢の方の参加者が多いようである。本学は、できるだけ地域住民の要望を受け入れ、期待に応えるよう努力している。毎回、公開講座に期待して参加を続ける人もいるが、参加人数をもう少し増やすための更なる努力が必要であると考えられる。地域保健衛生の向上を目的として、毎年多くの公開講座や各種イベントを開催していること及び行政機関、地域大学、高校と連携した活動を積極的に行っていることは評価できる。

[改善計画]

今後も地域社会に開かれた大学として、より地域住民に受け入れられるような公開講座や各種イベントの開催計画を立案する予定である。そのためには、地域住民に対してどのような内容のものをいつ頃開催するかなど、アンケート等で調査を実施し、広く参加を呼びかけたいと考えている。地域における保健衛生の保持・向上につながるよう、薬学・歯学の特徴を活かしたタイムリーな話題を提供することも重要であると考えられる。

一方災害時においては、避難場所になっている負傷者への医療支援など、地域社会

に積極的に支援活動ができる体制の整備に今後は努めたい。

基準 1 1 - 4

国際社会における保健衛生の保持・向上の重要性を視野に入れた国際交流に努めていること。

【観点 1 1-4-1】英文によるホームページなどを開設し、世界への情報の発信と収集が積極的に行われるよう努めていること。

【観点 1 1-4-2】大学間協定などの措置を積極的に講じ、国際交流の活性化のための活動が行われていることが望ましい。

【観点 1 1-4-3】留学生の受入や教職員・学生の海外研修等を行う体制が整備されていることが望ましい。

[現状]

本学のホームページは、大学の総合的案内の中に歯学部ならびに薬学部の案内が掲載され、薬学部として独立したホームページは持っていない。基本は日本語のホームページだが、英文による大学ならびに両学部紹介ページを設けている。

本学は韓国慶熙大学ならびに米国ロマリダ大学と姉妹校締結している。ただ、薬学部が主となって締結している大学はない。また、海外の大学には毎年複数の教授が各地に招聘されるなど、交流活動をしている。

奥羽大学薬学部は設置から間もなく、海外からの研究者を受け入れた実績はない。また、外国人留学生に関しての授業料減免規程が出来ているが、留学生の受け入れ実績はない。

一方、教員の海外研修については、「奥羽大学教員の海外留学に関する規程」が定められているが、薬学部開設から未だ5年ということもあり、実際に留学した教員はいない。

[点検・評価]

本学のホームページは非常に充実しており、内容の更新頻度も高いが、英文による紹介ページの内容は、日本語ページのミラーサイトではなく、大学ならびに歯学部、薬学部を紹介するものである。人的な国際交流は個々の教員が主体となって行っているのが実情であるが、大学の規模等からは適正な頻度と考える。

留学生、海外研究生の受け入れならびに教員の海外研修は現在まだ実施されていないが、制度ができている点は評価できる。

教員の海外研修は規程上3年以上在職した場合に資格が出来るが、平成23年度が6年制の完成年度であることから、それまでは困難と考える。

[改善計画]

ホームページの英文紹介ページの充実を図り、日本語ページの更新にあわせて速やかな更新に努める。今後、薬学部が主体となった大学間協定を進める。また、教員の

海外研修、特に長期研修は6年制完成年度以降には実施できる予定である。海外からの留学生等の受け入れは、今後の検討課題である。

『点 検』

1 2 自己点検・自己評価

基準 1 2 - 1

上記の諸評価基準項目に対して自ら点検・評価し、その結果を公表するとともに、教育・研究活動の改善等に活用していること。

【観点 1 2 - 1 - 1】自己点検及び評価を行うに当たって、その趣旨に則した適切な項目が設定されていること。

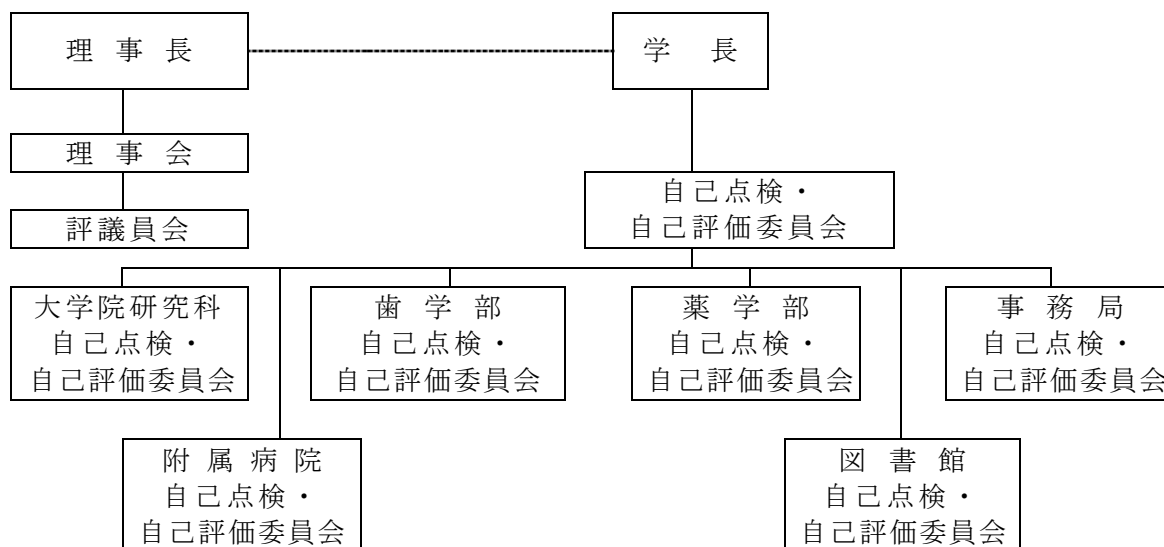
【観点 1 2 - 1 - 2】自己点検・評価を行う組織が設置されていること。

【観点 1 2 - 1 - 3】自己点検・評価を行う組織には、外部委員が含まれていることが望ましい。

[現状]

本学では、平成 16 年 4 月に「奥羽大学自己点検・自己評価委員会規程」を制定した。大学として自己点検・自己評価を実施することは、大きな視野からの点検・評価もさることながら、各部署の点検・評価が大学全体の点検・評価を構成することに鑑み、本学全体の自己点検・自己評価を行なう「奥羽大学自己点検・自己評価規程」および、本学の部署を、大学院、歯学部、薬学部、事務局、附属病院ならびに図書館の 6 つに分け、それぞれの部署の「自己点検・自己評価委員会規程」を平成 18 年 7 月に定め整備した(図参照)。それに伴い、薬学部では、自己点検・自己評価委員会を設け、平成 17 年度の開設時から平成 19 年度までの 3 年間に亘る自己点検・自己評価を行ない、その結果を他の 5 部署とともに外部評価委員 4 名による第三者評価を受け、『2008 年度(2003.4.1~2008.3.31)自己点検・自己評価報告書 奥羽大学』として公表した。これとは別に、助手を含む全教員の教育・研究をまとめ、『奥羽大学 教育・研究業績集 歯学部・薬学部(2003 年度~2008 年度)』として公表した。

<奥羽大学自己点検・自己評価組織図>



教育面では、開設時から毎年、講義と学生実習に対して、学生による「授業評価アンケート」調査を講義、実習期間の終了間際に行っている。このアンケートの目的は、各教員に授業改善の自己努力を促すことにある。アンケートでの質問は、講義では、教員の準備状況、熱意、重要項目の強調など10項目で、学生実習では、教員の熱意、指導するに十分な知識と技能、内容の適切性など10項目である。各質問に対する評価は、講義、実習とも、5段階で行い、各評価項目について、その平均値を算出し、各教員に配布した。また、学生による授業評価アンケート結果を各教員が分析して自らの授業を再検討し、次年度以降の改善点などを教員から学生に伝えることを目的として、平成20年に「平成18・19年度 授業の自己評価報告書」を、平成21年に「平成20年度 授業の自己評価報告書」をそれぞれ公表している。さらに、平成21年度前期の「総合薬学演習」の内容について学生に5段階評価させ、その結果を教員にフィードバックした。

[点検・評価]

本学では学長の下に「自己点検・自己評価委員会」が設置され、薬学部にも設置された「自己点検・自己評価委員会」の委員が中心になって、平成17年度の開設時から平成19年度までの3年間に亘る自己点検・自己評価を行ない、その結果を他の部署とともに外部評価委員4名による第三者評価を受け、公表した。この自己点検・自己評価の項目の殆どが、本「自己評価21」の基準と重複しており、その趣旨に則した項目が設定されていると考える。

優れている点

1. 毎年行なっている「授業の自己評価報告書」では、「次年度に向けた改善点」という項目があり、教員が評価結果を分析し、それに基づく改善計画を記載するという方式は評価に値する。
2. 「総合薬学演習」の授業評価で評価が芳しくなかった教員には、学部長が面談し、改善を促していることも評価される。

[改善計画]

薬学部の自己点検・自己評価を行なう委員は、全て薬学部の教員である。今後、外部委員を含めて自己点検を行なうことが、公正かつ客観的な評価を行なう上で必要と考えられるので、外部委員を入れることを検討する。また、学生による「授業評価アンケート」調査とは別に学生自身が出席状況や受講態度などを自己評価し、教員と学生が互いに評価し合う体制を構築することも必要である。